

議案第 7号

城里町ふるさと応援寄附金条例の一部を改正する条例について

城里町ふるさと応援寄附金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年 3月 4日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和7年 月 日

令和7年城里町条例第 号

城里町ふるさと応援寄附金条例の一部を改正する条例
城里町ふるさと応援寄附金条例（平成20年城里町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 黒澤止幾生家保存活用に関する事業

第4条第2項中「第6号」を「第7号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

城里町ふるさと応援寄附金条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条 (略) (事業の区分)</p> <p>第2条 この条例に基づき寄附された寄附金(以下「寄附金」という。)を財源として実施する事業は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 黒澤止幾生家保存活用に関する事業</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>第3条 (略) (寄附金の使途指定)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 寄附者が第2条各号に規定する寄附金の使途を指定しなかったときは、同条第7号の事業の指定があったものとみなす。</p> <p>第5条～第11条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条 (略) (事業の区分)</p> <p>第2条 この条例に基づき寄附された寄附金(以下「寄附金」という。)を財源として実施する事業は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(追加)</p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>第3条 (略) (寄附金の使途指定)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 寄附者が第2条各号に規定する寄附金の使途を指定しなかったときは、同条第6号の事業の指定があったものとみなす。</p> <p>第5条～第11条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

議案第 8号

城里町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

城里町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年 3月 4日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和7年 月 日

令和7年城里町条例第 号

城里町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

城里町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年城里町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

城里町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条～第13条 (略) (指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第15条～第35条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第13条 (略) (指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ<u>(2)</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第15条～第35条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

議案第 9号

城里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

城里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年 3月 4日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和7年 月 日

令和7年城里町条例第 号

城里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

城里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年城里町条例第155号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改正する。

単位：円

階級	勤務年数						
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（城里町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正）
- 城里町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例（平成17年城里町条例第154号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「，各期末に」を削り、第14条第2項中「，別に定める」を「，市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和50年茨城県市町村総合事務組合条例第25号）の定めるところによる」に、第16条第2項中「，別に定める」を「，消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（昭和50年茨城県市町村総合事務組合条例第26号）の定めるところによる」に改める。

城里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後								現 行						
(本則及び附則略)								(本則及び附則略)						
別表（第2条関係） 退職報償金支給額表								別表（第2条関係） 退職報償金支給額表						
単位：円								単位：円						
階級	勤務年数							階級	勤務年数					
	5年以上 10年未 満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上30年 未満	30年以 上35年 未満	35年以 上		5年以上 10年未 満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上30年 未満	30年以 上
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000	団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000	副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000	分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000	副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000	部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000	団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(城里町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

2 城里町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17

年城里町条例第 154 号) の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項中「, 各期末に」を削り、第 14 条第 2 項中「, 別に定める」を「, 市町村消防団員等公務災害補償条例 (昭和 50 年茨城県市町村総合事務組合条例第 25 号) の定めるところによる」に、第 16 条第 2 項中「, 別に定める」を「, 消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例 (昭和 50 年茨城県市町村総合事務組合条例第 26 号) の定めるところによる」に改める。

議案第10号

城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する
条例について

城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成17年城里町条例第117号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年 3月 4日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和7年 月 日

令和7年城里町条例第 号

城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例
城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成17年城里町条例第117号）の一部を次のように改正する。

第1条中「，盛土及びたい積について必要な規制を行うことにより，生活環境の保全及び災害の発生の未然防止を図り，もって住民の安全と良好な生活環境を確保する」を「等について，町及び土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに，必要な規制を定め，もって生活環境の保全に資する」に改める。

第2条中第5号を第6号とし，第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ，第1号の次に次の1号を加える。

(2) 土地の埋立て等 土砂等による土地の埋立て，盛土及びたい積をいう。

第3条中「，土地の埋立て等による災害等の発生防止及び町民の安全」を「，町民の安全の確保」に、「確保」を「保全」に改める。

第4条第1項中「，住民」を「，町民」に改め，同項第1号中「及び災害の防止」を削り，同項第2号中「及び災害防止」を削る。

第9条第1項中「5,000平方メートル未満」を「3,000平方メートル以下」に改め，同条第3項中「及び災害の発生の未然防止」を削る。

第13条第1項中「第4条」を「第9条」に改め，同条第3項中「土砂埋立」を「土地の埋立て等の」に、「，土砂の崩壊，流出その他の災害の発生の防止のための措置を講じる必要があると認めるときは」を「，土壌の汚染，土砂等の飛散又は流出等の発生の防止のための措置を講じる必要があると認めるときは」に改める。

第23条中「又は土砂等の災害の防止のための」を「のため」に改める。

第24条第2項中「の災害の防止をするため緊急の必要があると認めるときは」を「について，土壌の汚染，土砂等の飛散又は流出等により生活環境の保全上の支障が生じ，緊急の必要があると認めるときは」に、「，災害の発生の防止をするため」を「，土砂の除却その他」に改める。

第27条第1項中「全部若しくは一部を撤去し，又は土砂等の災害の防止に」を「撤去その他」に改める。

第30条の見出し中「保全条」を「保全上」に改め，同条第1項中「第21条第1項に規定する場合において」を「町長は」に、「第413号」を「第43号」に改め、「，町長は」を削り、「及びその期限」を「を通知し，その期限」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第9条第1項の規定による許可を受けている者であって、この条例の施行の際現に当該許可に係る土地の埋立て等に着手しているものについては、この条例に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

3 改正前の条例第9条第1項の規定による許可を受けている当該許可に係る面積が3,000平方メートル以下の者であって、この条例の施行の際現に当該許可に係る土地の埋立て等に着手していないものは、この条例の施行の日に、この条例による改正後の城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第9条第1項の許可を受けたものとみなす。

4 この条例の施行前にされた改正前の条例第9条第1項の規定による許可に係る面積が3,000平方メートル以下の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものは、改正後の条例第9条第1項の許可の申請とみなす。

(罰則に関する経過措置)

5 この条例の施行前にした行為及び附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て等について、<u>町及び土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定め、もって生活環境の保全に資することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 土地の埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積をいう。</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>(町の責務)</p> <p>第3条 町は、茨城県、町の行政区その他関係機関と連携して、町の区域内における事業の状況を把握するとともに、<u>町民の安全の確保と良好な生活環境の保全を</u>図るため、土地の埋立て等の適正化に関する施策を推進するものとする。</p> <p>(事業主等の責務)</p> <p>第4条 事業主及び事業施工者（以下「事業主等」という。）は、事業を施行するに当たり、<u>町民の安全と良好な生活環境を確保するため、必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) 事業主等は、当該許可に係る土地の埋立て等区域の生活環境の保</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て、<u>盛土及びたい積について必要な規制を行うことにより、生活環境の保全及び災害の発生の未然防止を</u>図り、もって住民の安全と良好な生活環境を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(追加)</p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>(町の責務)</p> <p>第3条 町は、茨城県、町の行政区その他関係機関と連携して、町の区域内における事業の状況を把握するとともに、<u>土地の埋立て等による災害等の発生防止及び町民の安全と良好な生活環境の確保を</u>図るため、土地の埋立て等の適正化に関する施策を推進するものとする。</p> <p>(事業主等の責務)</p> <p>第4条 事業主及び事業施工者（以下「事業主等」という。）は、事業を施行するに当たり、<u>住民の安全と良好な生活環境を確保するため、必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) 事業主等は、当該許可に係る土地の埋立て等区域の生活環境の保</p>

全のために必要な施工上の管理をつかさどる者（以下「施工管理者」という。）を置かなければならない。

- (2) 事業主等は、当該許可に係る土地の埋立て等を施工するときは、施工管理者に当該許可に係る埋立て等区域周辺地域の生活環境の保全のために必要な施工上の管理をさせなければならない。

2～4 (略)

第5条～第8条 (略)

(許可)

第9条 事業区域の面積が3,000平方メートル以下の事業を行おうとする者は、町長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる事業については、この限りでない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

- 3 前2項の許可には、生活環境の保全を図るため、必要な条件を付することができる。

第10条～第12条 (略)

(許可の取消し等)

第13条 町長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第9条第1項の規定による許可を取り消し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。

(1)～(4) (略)

2 (略)

- 3 町長は、第1項の規定により許可を取り消した場合において、当該許可取消しに係る土地の埋立て等の行為について、土壌の汚染、土砂等の飛散又は流出等の発生の防止のための措置を講じる必要があると認めるときは、当該許可の取消しを受けた者に対し、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

第14条～第22条 (略)

(協力要請)

全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者（以下「施工管理者」という。）を置かなければならない。

- (2) 事業主等は、当該許可に係る土地の埋立て等を施工するときは、施工管理者に当該許可に係る埋立て等区域周辺地域の生活環境の保全及び災害防止のために必要な施工上の管理をさせなければならない。

2～4 (略)

第5条～第8条 (略)

(許可)

第9条 事業区域の面積が5,000平方メートル未満の事業を行おうとする者は、町長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる事業については、この限りでない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

- 3 前2項の許可には、生活環境の保全及び災害の発生の未然防止を図るため、必要な条件を付することができる。

第10条～第12条 (略)

(許可の取消し等)

第13条 町長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条第1項の規定による許可を取り消し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。

(1)～(4) (略)

2 (略)

- 3 町長は、第1項の規定により許可を取り消した場合において、当該許可取消しに係る土砂埋立行為について、土砂の崩壊、流出その他の災害の発生の防止のための措置を講じる必要があると認めるときは、当該許可の取消しを受けた者に対し、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

第14条～第22条 (略)

(協力要請)

第23条 町長は、生活環境の保全のため必要があると認めるときは、関係行政機関又は事業主等、当該事業に用いる土砂等を発生させる者、当該事業区域の土地所有者等その他事業の関係者に対し、必要な協力を要請することができる。

(土地所有者に対する勧告)

第24条 (略)

2 町長は、第9条第1項の許可に係る事業に使用された土砂等について、土壌の汚染、土砂等の飛散又は流出等により生活環境の保全上の支障が生じ、緊急の必要があると認めるときは、事業に同意をした土地の所有者に対し、期限を定めて、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第25条・第26条 (略)

(措置命令等)

第27条 町長は、事業主等が第9条第1項若しくは第2項の規定による許可を受けず、又は前条の規定による命令に従わずに事業を施行しているときは、当該事業主等に対して、当該事業の施行の停止を命じ、又は期限を定めて、当該事業に使用された土砂等の撤去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2・3 (略)

第28条・第29条 (略)

(生活環境の保全上の支障の除去等の措置)

第30条 町長は、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところに従い、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講じ、又は第三者をしてこれをさせることができる。この場合において、第1号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨を通知し、その期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

第23条 町長は、生活環境の保全又は土砂等の災害の防止のための必要があると認めるときは、関係行政機関又は事業主等、当該事業に用いる土砂等を発生させる者、当該事業区域の土地所有者等その他事業の関係者に対し、必要な協力を要請することができる。

(土地所有者に対する勧告)

第24条 (略)

2 町長は、第9条第1項の許可に係る事業に使用された土砂等の災害の防止をするため緊急の必要があると認めるときは、事業に同意をした土地の所有者に対し、期限を定めて、災害の発生を防止するため必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第25条・第26条 (略)

(措置命令等)

第27条 町長は、事業主等が第9条第1項若しくは第2項の規定による許可を受けず、又は前条の規定による命令に従わずに事業を施行しているときは、当該事業主等に対して、当該事業の施行の停止を命じ、又は期限を定めて、当該事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の災害の防止に必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2・3 (略)

第28条・第29条 (略)

(生活環境の保全条の支障の除去等の措置)

第30条 第21条第1項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、行政代執行法(昭和23年法律第413号)の定めるところに従い、町長は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講じ、又は第三者をしてこれをさせることができる。この場合において、第1号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができ

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

第31条～第35条 (略)

附 則

1～3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第9条第1項の規定による許可を受けている者であつて、この条例の施行の際現に当該許可に係る土地の埋立て等に着手しているものについては、この条例に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

3 改正前の条例第9条第1項の規定による許可を受けている当該許可に係る面積が3,000平方メートル以下の者であつて、この条例の施行の際現に当該許可に係わる土地の埋立て等に着手していないものは、この条例の施行の日に、この条例による改正後の城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第9条第1項の許可を受けたものとみなす。

4 この条例の施行前にされた改正前の条例第9条第1項の規定による許可に係る面積が3,000平方メートル以下の申請であつて、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものは、改正後の条例第9条第1項の許可の申請とみなす。

(罰則に関する経過措置)

5 この条例の施行前にした行為及び附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

る。

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

第31条～第35条 (略)

附 則

1～3 (略)

議案第 1 1 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 4 日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和 7 年 月 日

令和7年城里町条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(城里町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 城里町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成17年城里町条例第27号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(城里町職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 城里町職員の給与に関する条例(平成17年城里町条例第43号)の一部を次のように改正する。

第20条の2第3号及び第4号並びに第20条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正)

第3条 城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成17年城里町条例第117号)の一部を次のように改正する。

第34条第1項から第3項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(城里町消防団員の定員, 任免, 給与, 服務等に関する条例の一部改正)

第4条 城里町消防団員の定員, 任免, 給与, 服務等に関する条例(平成17年城里町条例第154号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(城里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第5条 城里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成17年城里町条例第155号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、刑法等一部改正法の施行の日(令和7年6月1日)から施行する。
(罰則の適用等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。
(人の資格に関する経過措置)
- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に

処せられた者とみなす。

（城里町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の城里町職員の給与に関する条例第20条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

城里町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条関係）

改正後	現 行
<p>第1条～第4条（略） （失職の特例）</p> <p>第5条 任命権者は、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係るものであり、かつ、その刑の執行を猶予されたものについては、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2（略） （以下略）</p>	<p>第1条～第4条（略） （失職の特例）</p> <p>第5条 任命権者は、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係るものであり、かつ、その刑の執行を猶予されたものについては、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2（略） （以下略）</p>

城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (第2条関係)

改正後	現 行
<p>第1条～第20条 (略)</p> <p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を</p>	<p>第1条～第20条 (略)</p> <p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を</p>

受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

6～8 (略)

(以下略)

受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

6～8 (略)

(以下略)

城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第3条関係）

改正後	現 行
<p>第1条～第33条（略） （罰則）</p> <p>第34条 第26条又は第27条の規定による命令に違反した者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 （1）～（3）（略）</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 （1）・（2）（略）</p> <p>4・5（略）</p> <p style="text-align: right;">（以下略）</p>	<p>第1条～第33条（略） （罰則）</p> <p>第34条 第26条又は第27条の規定による命令に違反した者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 （1）～（3）（略）</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 （1）・（2）（略）</p> <p>4・5（略）</p> <p style="text-align: right;">（以下略）</p>

城里町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第4条関係）

改正後	現 行
<p>第1条～第3条（略） （欠格事項）</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は，団員とすることができない。</p> <p>（1） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ，その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p style="text-align: right;">（以下略）</p>	<p>第1条～第3条（略） （欠格事項）</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は，団員とすることができない。</p> <p>（1） <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ，その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p style="text-align: right;">（以下略）</p>

城里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第5条関係）

改正後	現 行
<p>第1条～第6条（略） （退職報償金支給の制限）</p> <p>第7条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5)（略）</p> <p style="text-align: right;">(以下略)</p>	<p>第1条～第6条（略） （退職報償金支給の制限）</p> <p>第7条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5)（略）</p> <p style="text-align: right;">(以下略)</p>

議案第12号

城里町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例について

城里町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和7年 3月 4日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和7年 月 日

令和7年城里町条例第 号

城里町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例
城里町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例（平成17年城里町条例第41号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第13号

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加
及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会に日立市及び稲敷地方広域市町村圏事務組合が加入することに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2の2第1項の規定に基づき、茨城救急無線・指令センター運営協議会規約を次のとおり変更する。

記

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部を変更する規約

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約（平成25年4月1日施行）の一部を次のように変更する。

第2条中「水戸市」の次に「，日立市」を加え、「，鹿島地方事務組合」を削り、「及び鹿行広域事務組合」を「，鹿行広域事務組合，稲敷地方広域市町村圏事務組合及び鹿島地方事務組合」に改める。

附 則

この規約は、全ての構成団体の議会の議決があった日から起算して10日を超えない範囲内において構成団体の長が協議して定める日から施行する。

令和7年 3月 4日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和7年 月 日

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部を変更する規約

新旧対照表

新	旧
<p>(協議会を構成する市町及び一部事務組合)</p> <p>第2条 協議会は、水戸市，日立市，土浦市，石岡市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，笠間市，取手市，つくば市，常陸大宮市，那珂市，かすみがうら市，小美玉市，茨城町，大洗町，城里町，大子町，茨城西南地方広域市町村圏事務組合，筑西広域市町村圏事務組合，常総地方広域市町村圏事務組合，鹿行広域事務組合，稲敷地方広域市町村圏事務組合及び鹿島地方事務組合（以下「構成団体」という。）をもって構成する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は，全ての構成団体の議会の議決があった日から起算して10日を超えない範囲内において構成団体の長が協議して定める日から施行する。</p>	<p>(協議会を構成する市町及び一部事務組合)</p> <p>第2条 協議会は，水戸市，土浦市，石岡市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，笠間市，取手市，つくば市，常陸大宮市，那珂市，かすみがうら市，小美玉市，茨城町，大洗町，城里町，大子町，鹿島地方事務組合，茨城西南地方広域市町村圏事務組合，筑西広域市町村圏事務組合，常総地方広域市町村圏事務組合及び鹿行広域事務組合（以下「構成団体」という。）をもって構成する。</p>

議案第14号

町道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により城里町道路線を次のとおり変更する。

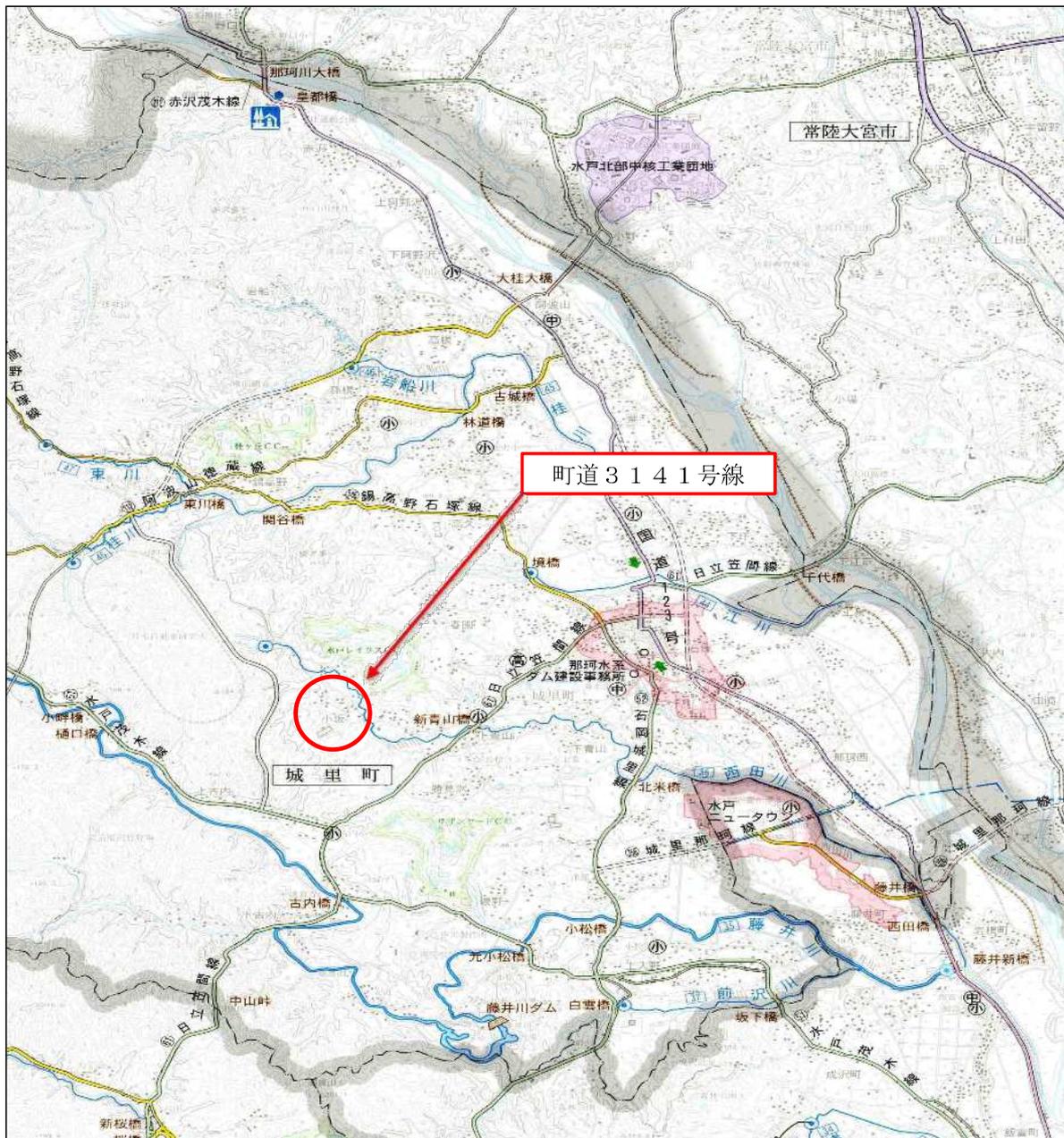
整理 番号	路 線 名	新旧 の別	起 点	延長 (m)	重要な経過点
			終 点		
1	町道 3141 号線	旧	大字小坂 8 3 7 番地先	330.46	
			大字小坂 7 9 3 番地先		
		新	大字小坂 7 3 7 番 2 地先	488.09	別添図面の通り
			大字小坂 7 9 3 番地先		

令和7年 3月 4日 提 出

城里町長 上遠野 修

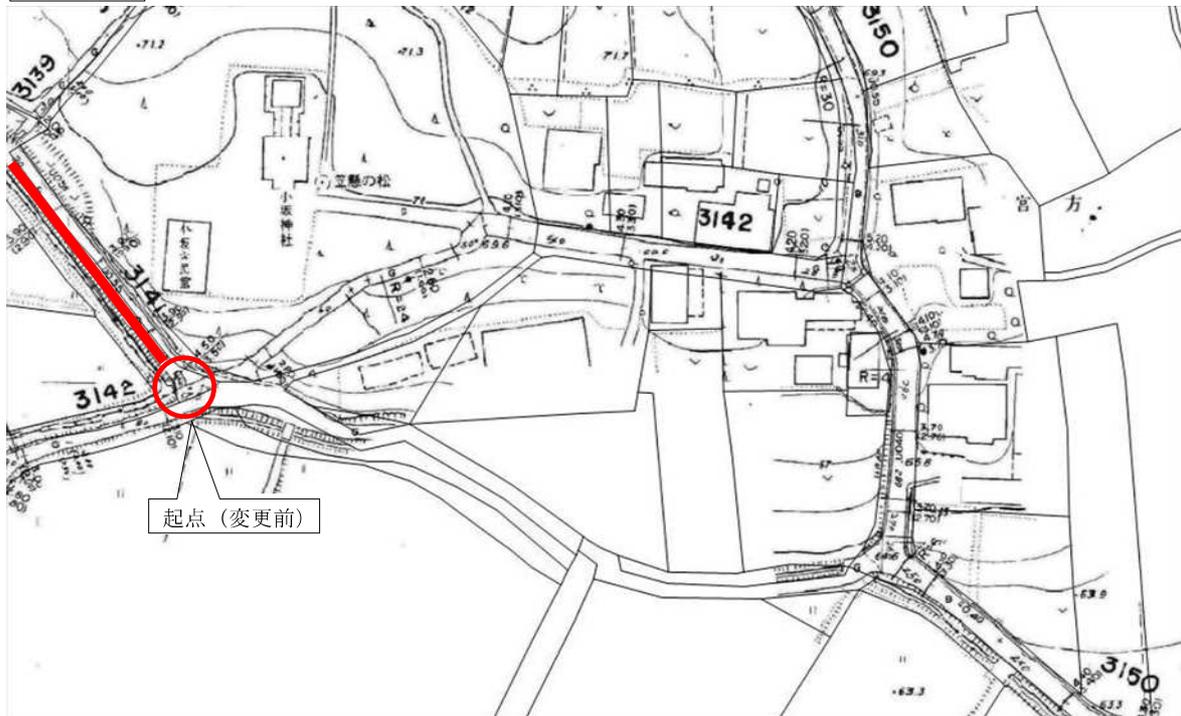
令和7年 月 日

路線変更位置図

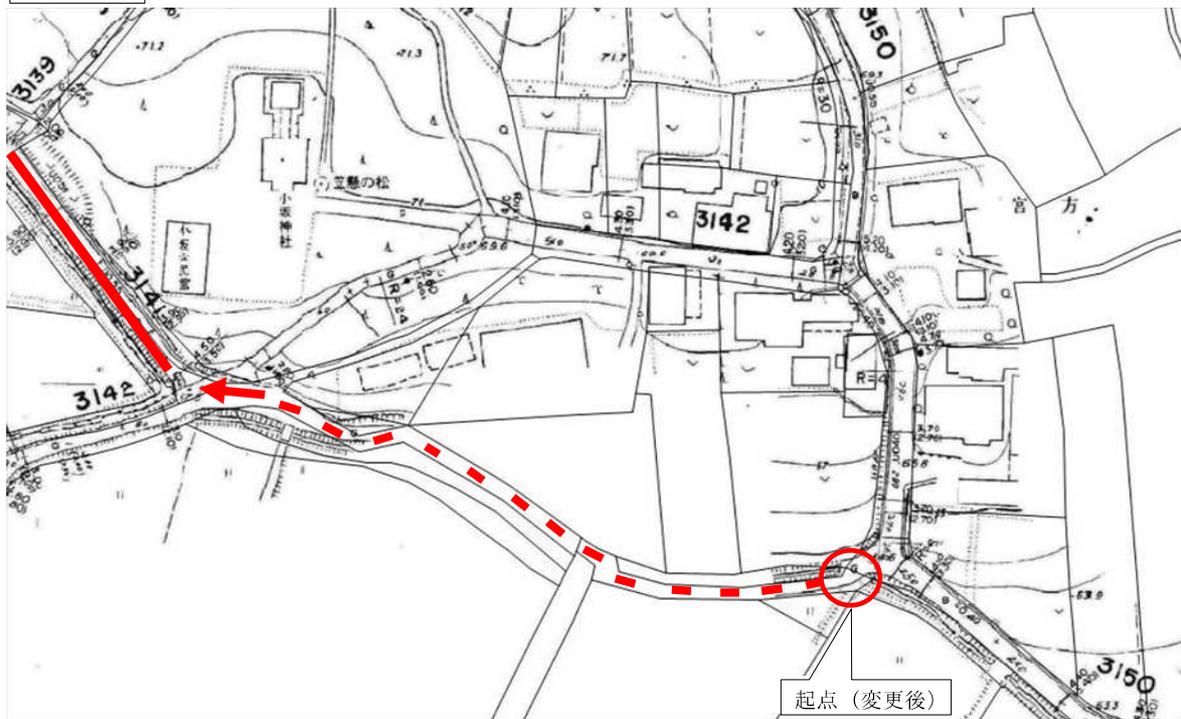


路線変更（起点変更） 町道3141号線 位置図

変更前



変更後



議案第15号

令和6年度城里町一般会計補正予算（第8号）

令和6年度城里町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ367,362千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,425,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年 3月 4日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和7年 月 日

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 町 税		1,961,068	△ 119	1,960,949
	2. 固 定 資 産 税	989,857	△ 119	989,738
2. 地 方 譲 与 税		153,842	1,877	155,719
	3. 森 林 環 境 譲 与 税	13,042	1,877	14,919
12. 地 方 交 付 税		3,836,375	132,577	3,968,952
	1. 地 方 交 付 税	3,836,375	132,577	3,968,952
15. 使 用 料 及 び 手 数 料		129,172	△ 350	128,822
	1. 使 用 料	79,824	150	79,974
	2. 手 数 料	49,348	△ 500	48,848
16. 国 庫 支 出 金		1,186,160	△ 9,666	1,176,494
	1. 国 庫 負 担 金	723,362	△ 69,317	654,045
	2. 国 庫 補 助 金	459,144	59,651	518,795
17. 県 支 出 金		619,796	△ 17,917	601,879
	1. 県 負 担 金	366,105	△ 13,950	352,155
	2. 県 補 助 金	199,766	△ 3,967	195,799
19. 寄 附 金		100,122	200	100,322
	1. 寄 附 金	100,122	200	100,322
20. 繰 入 金		940,870	△ 415,087	525,783
	2. 基 金 繰 入 金	940,126	△ 415,087	525,039
22. 諸 収 入		165,263	△ 477	164,786
	5. 雑 入	155,342	△ 477	154,865

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
23. 町	債	1,512,162	△ 58,400	1,453,762
	1. 町 債	1,512,162	△ 58,400	1,453,762
歳入	合計	11,792,662	△ 367,362	11,425,300

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議 会 費		105,915	△ 2,077	103,838
	1. 議 会 費	105,915	△ 2,077	103,838
2. 総 務 費		1,994,794	16,885	2,011,679
	1. 総 務 管 理 費	1,616,003	24,059	1,640,062
	2. 徴 税 費	283,551	△ 4,382	279,169
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	71,470	△ 1,868	69,602
	4. 選 挙 費	18,421	△ 924	17,497
3. 民 生 費		3,239,428	△ 118,742	3,120,686
	1. 社 会 福 祉 費	1,982,842	△ 34,021	1,948,821
	2. 児 童 福 祉 費	1,256,586	△ 84,721	1,171,865
4. 衛 生 費		874,306	△ 76,789	797,517
	1. 保 健 衛 生 費	457,439	△ 68,697	388,742
	2. 清 掃 費	298,541	△ 5,870	292,671
	3. 上 水 道 費	113,871	△ 1,460	112,411
	4. 下 水 道 費	4,455	△ 762	3,693
5. 農 林 水 産 業 費		595,892	△ 2,286	593,606
	1. 農 業 費	580,587	△ 4,163	576,424
	2. 林 業 費	15,305	1,877	17,182
6. 商 工 費		686,792	△ 13,995	672,797
	1. 商 工 費	686,792	△ 13,995	672,797
7. 土 木 費		1,877,965	△ 136,468	1,741,497
	1. 土 木 管 理 費	89,801	△ 5,743	84,058

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2. 道路橋梁費	913,386	△ 80,817	832,569
	3. 河川費	119,297	△ 420	118,877
	4. 都市計画費	614,103	△ 49,020	565,083
	5. 住宅費	141,378	△ 468	140,910
8. 消防費		491,642	24,704	516,346
	1. 消防費	491,642	24,704	516,346
9. 教育費		1,114,304	△ 51,000	1,063,304
	1. 教育総務費	226,520	△ 3,723	222,797
	2. 小学校費	271,816	△ 17,671	254,145
	3. 中学校費	114,206	△ 15,548	98,658
	4. 社会教育費	277,400	△ 10,686	266,714
	5. 保健体育費	224,362	△ 3,372	220,990
11. 公債費		801,618	△ 7,594	794,024
	1. 公債費	801,618	△ 7,594	794,024
歳出	合計	11,792,662	△ 367,362	11,425,300

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	公用車購入事業	5,233
		地籍図修正委託事業	626
		役場本庁舎中庭改修検討事業	1,881
		空家対策事業	13,780
		七会町民センターグラウンド散水設備ポンプ新規購入事業	1,541
3. 民生費	3. 戸籍住民基本台帳費	振り仮名の法改正に伴う通知書作成及び発送事業	4,017
	1. 社会福祉費	物価高騰対応重点支援給付金事業	15,883
		子ども子育て支援事業計画策定事業	3,489
		石塚開放学級駐車場整備事業	12,800
2. 児童福祉費	おひさま学童クラブ外構整備事業	6,270	

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3. 民生費	2. 児童福祉費	子ども・子育て支援設備整備事業	11,277
		ななかいこども園新築事業	138,566
4. 衛生費	2. 清掃費	自動車等購入事業	7,049
6. 商工費	1. 商工費	ハイキングコース樹木伐採事業	1,000
		ふれあいの里キャビン改修・撤去事業	5,000
		島家住宅蔵・屋根修繕事業	4,950
		道の駅移転整備事業	120,960
7. 土木費	1. 土木管理費	登記委託事業	2,977
	2. 道路橋梁費	町道維持補修工事測量設計事業	1,861
		町道1242号線道路排水整備事業	14,000

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
7. 土木費	2. 道路橋梁費	町道8-1075号線道路舗装修繕事業	16,950
		町道0213号線道路補修事業	7,550
		町道0202号線維持補修事業	24,161
		工事積算委託事業	2,000
		地区計画道路9-4号線道路改良事業	9,790
		町道8-0375号線道路改良事業	28,820
		町道0219・1315号線道路改良事業	36,390
		町道1082号線道路改良事業	27,040
		町道0104号線道路改良事業	8,083
		町道1236号線道路改良事業	20,838

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
7. 土木費	2. 道路橋梁費	町道1238号線道路改良事業	7,000
		ストックヤード整備事業	4,500
		1042橋補修事業	10,147
		大沢5号橋補修事業	13,078
	3. 河川費	新道川整備事業	32,035
8. 消防費	1. 消防費	町営米沢・南団地建替事業	35,746
		防災無線屋外拡声子局移設事業	1,870
		避難所K B購入事業	36,700
		消防水利標識・支柱購入事業	2,850
		夜間活動用発動機付LED投光器購入事業	988

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
9. 教育費	2. 小学校費	石塚小学校体育館駐車場（増設）事業	4,050
	4. 社会教育費	桂図書館・郷土資料館照明器具改修事業	5,005
	5. 保健体育費	城里町立花山体育館耐震補強事業	41,094
		常北運動公園野球場トイレ改修事業	4,620

第3表 地方債補正

(追加)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等債	17,400	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
一般補助施設整備等事業債	10,200	同上		
計	27,600			

(変 更)

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
合 併 特 例 事 業	577,000				536,900			
過 疎 対 策 事 業	612,700				556,100			
公共施設等適正管理推進事業	85,700				81,800			
脱 炭 素 化 推 進 事 業	19,200				29,100			
緊急自然災害防止対策事業	151,200				151,100			
緊急防災・減災事業	18,300				23,100			
計	1,512,162				1,426,162			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括 歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 町 税	1,961,068	△119	1,960,949
2. 地 方 譲 与 税	153,842	1,877	155,719
12. 地 方 交 付 税	3,836,375	132,577	3,968,952
15. 使 用 料 及 び 手 数 料	129,172	△350	128,822
16. 国 庫 支 出 金	1,186,160	△9,666	1,176,494
17. 県 支 出 金	619,796	△17,917	601,879
19. 寄 附 金	100,122	200	100,322
20. 繰 入 金	940,870	△415,087	525,783
22. 諸 収 入	165,263	△477	164,786
23. 町 債	1,512,162	△58,400	1,453,762
歳 入 合 計	11,792,662	△367,362	11,425,300

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1. 議 会 費	105,915	△2,077	103,838				△2,077	
2. 総 務 費	1,994,794	16,885	2,011,679	△3,143		△500	20,528	
3. 民 生 費	3,239,428	△118,742	3,120,686	△84,947	△5,300	△277	△28,218	
4. 衛 生 費	874,306	△76,789	797,517	△254	△1,000		△75,535	
5. 農 林 水 産 業 費	595,892	△2,286	593,606	△237	17,400		△19,449	
6. 商 工 費	686,792	△13,995	672,797		△3,700		△10,295	
7. 土 木 費	1,877,965	△136,468	1,741,497	△8,084	△53,000		△75,384	
8. 消 防 費	491,642	24,704	516,346	18,244	10,200		△3,740	
9. 教 育 費	1,114,304	△51,000	1,063,304	50,805	△23,000	150	△78,955	
11. 公 債 費	801,618	△7,594	794,024				△7,594	
歳 出 合 計	11,792,662	△367,362	11,425,300	△27,616	△58,400	△627	△280,719	

2. 歳入

(款) 1. 町税

(項) 2. 固定資産税

(単位 千円)

目	補正前額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 国有資産等所在市町村交付金	10,118	△119	9,999	1. 現年課税分	△119	国有資産等所在市町村交付金
計	989,857	△119	989,738			

(款) 2. 地方譲与税

(項) 3. 森林環境譲与税

1. 森林環境譲与税	13,042	1,877	14,919	1. 森林環境譲与税	1,877	森林環境譲与税
計	13,042	1,877	14,919			

(款) 12. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

1. 地方交付税	3,836,375	132,577	3,968,952	1. 地方交付税	132,577	普通交付税
計	3,836,375	132,577	3,968,952			

(款) 15. 使用料及び手数料

(項) 1. 使用料

3. 教育使用料	2,392	150	2,542	1. 公民館使用料	150	公民館使用料
計	79,824	150	79,974			

(款) 15. 使用料及び手数料

(項) 2. 手数料

1. 総務手数料	8,357	△500	7,857	1. 戸籍手数料	△150	戸籍謄抄本手数料
				2. 住民票手数料	△350	住民票謄抄本手数料
計	49,348	△500	48,848			

(款) 16. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

1. 民生費国庫負担金	722,980	△69,350	653,630	1. 国民健康保険事業負担金	△863	保険基盤安定負担金 (保険者支援分) △793 保険基盤安定負担金 (未就学児軽減分) △70
				2. 介護保険事業負担金	337	低所得者保険料軽減負担金 (現年度分)
				4. 児童福祉費負担金	△68,824	児童手当負担金
2. 衛生費国庫負担金	382	33	415	1. 保健衛生費負担金	33	養育医療負担金 (過年度分)
計	723,362	△69,317	654,045			

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位 千円)

目	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務費国庫補助金	356,459	64,651	421,110	1. 総務費補助金	46,407	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 3,502 個人番号カード交付事務費補助金 △1,558 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 44,463
				2. 消防費補助金	18,244	新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）
2. 民生費国庫補助金	47,790	△333	47,457	3. 出産・子育て応援交付金	△333	出産・子育て応援交付金
3. 衛生費国庫補助金	2,752		2,752	2. 循環型社会形成推進交付金		宅内排水管工事費補助金 100 単独処理浄化槽撤去補助金 △100
4. 土木費国庫補助金	40,689	△5,439	35,250	1. 土木費補助金	△5,439	住宅・建築物安全ストック形成事業補助金 △5,139 ブロック塀等安全確保事業補助金 △300
5. 教育費国庫補助金	11,454	772	12,226	1. 教育費補助金	772	学校施設環境改善交付金
計	459,144	59,651	518,795			

(款) 17. 県支出金

(項) 1. 県負担金

1. 民生費県負担金	365,319	△13,950	351,369	1. 国民健康保険事業負担金	△2,260	保険基盤安定負担金（保険税軽減分） △1,828 保険基盤安定負担金（保険者支援分） △397 保険基盤安定負担金（未就学児軽減分） △35
				2. 介護保険事業負担金	169	低所得者保険料軽減負担金（現年度分）
				4. 後期高齢者医療保険基盤安定負担金	△3,419	後期高齢者医療保険基盤安定負担金
				5. 児童福祉費負担金	△8,440	児童手当負担金
				計	366,105	△13,950

(款) 17. 県支出金

(項) 2. 県補助金

1. 総務費県補助金	21,333	△748	20,585	1. 総務費補助金	△781	新たな移動サービス導入等支援事業費補助金
				2. 原子力地域振興事業費補助金	33	原子力地域振興事業費補助金

(単位 千円)

目	補正前額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費県補助金	108,921	△83	108,838	6. 出産・子育て応援交付金	△83	出産・子育て応援交付金
3. 衛生費県補助金	2,854	△254	2,600	2. 合併浄化槽設置事業費補助金	△254	合併浄化槽設置事業費補助金 △314 宅内排水管工事費補助金 100 単独処理浄化槽撤去補助金 △40
4. 農林水産業費県補助金	56,378	△237	56,141	1. 農業委員会補助金	△619	機構集積支援事業費補助金 △196 農地利用最適化交付金 △423
				2. 農業振興費補助金	382	農地集積協力金 △534 多面的機能支払事業補助金 △292 多面的機能支払推進交付金 8 地域計画策定推進緊急対策事業交付金 1,200
6. 土木費県補助金	9,883	△2,645	7,238	2. 住宅費補助金	△2,645	ブロック塀等安全確保事業補助金 △75 耐震改修事業費補助金 △2,570
計	199,766	△3,967	195,799			

(款) 19. 寄附金

(項) 1. 寄附金

2. ふるさと応援寄附金	100,001	200	100,201	1. ふるさと応援寄附金	200	企業版ふるさと応援寄附金
計	100,122	200	100,322			

(款) 20. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	657,896	△415,087	242,809	1. 財政調整基金繰入金	△415,087	財政調整基金繰入金
計	940,126	△415,087	525,039			

(款) 22. 諸収入

(項) 5. 雑入

8. 雑入	84,158	△477	83,681	4. 雑入	△477	後期高齢者健診負担金
計	155,342	△477	154,865			

(款) 23. 町債

(項) 1. 町債

(単位 千円)

目	補正前額 予算額	補正額 予算額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務債	1,294,600	△63,100	1,231,500	1. 合併特例事業債	△40,100	合併特例事業債
				2. 過疎対策事業債	△56,600	過疎対策事業債
				3. 公共施設等適正管理推進事業債	△3,900	公共施設等適正管理推進事業債
				4. 脱炭素化推進事業債	9,900	脱炭素化推進事業債
				7. 公共事業等債	17,400	公共事業等債
				8. 一般補助施設整備等事業債	10,200	一般補助施設整備等事業債
2. 土木債	182,900	△100	182,800	3. 緊急自然災害防止対策事業債	△100	緊急自然災害防止対策事業
4. 消防債	18,300	4,800	23,100	1. 消防事業債	4,800	緊急防災・減災事業債
計	1,512,162	△58,400	1,453,762			

3. 歳出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 議会費	105,915	△2,077	103,838				△2,077	2. 給料	△200	一般職
								3. 職員手当等	△577	期末手当(議員) 223 期末手当(一般職) 100 勤勉手当 100 時間外手当 △1,000
								8. 旅費	△800	普通旅費 △150 特別旅費 △600 費用弁償 △50
								10. 需用費	△300	食糧費 △100 印刷製本費 △200
								13. 使用料及び賃借料	△200	車借上料
計	105,915	△2,077	103,838				△2,077			

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

1. 一般管理費	521,811	△1,588	520,223				△1,588	2. 給料	△800	一般職
								3. 職員手当等	12,200	扶養手当 △200 期末手当(一般職) 300 勤勉手当 △100 時間外手当 △1,500 児童手当 △3,200 退職手当組合負担金(一般職) 300 退職手当組合特別負担金(退職者) 16,600
								4. 共済費	△11,213	職員共済組合負担金(一般職) △8,000 職員共済組合追加費用等負担金 △2,000 社会保険料負担金 △1,213
								8. 旅費	△124	費用弁償
								11. 役務費	330	通信運搬費
								12. 委託料	△2,211	例規整備支援業務委託

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								13. 使用料及び賃借料	△370	印刷機等使用料
								18. 負担金、補助及び交付金	600	負担金 派遣職員負担金
3. 財政管理費	308,891	38,634	347,525				38,634	12. 委託料	△275	財務諸表検証分析委託
								24. 積立金	38,909	減債基金
5. 財産管理費	162,715	△49	162,666				△49	1. 報酬	△78	指定管理者候補者選定委員会委員
								2. 給料	1,100	一般職
								3. 職員手当等	600	期末手当（一般職） 400 勤勉手当 200
								11. 役務費	△210	保険料
								13. 使用料及び賃借料	△1,102	土地賃借料 △565 電子入札システム使用料 △118 入札参加資格電子申請システム共同利用使用料 △158 管財関係システム用パソコン使用料 △123 システム使用料 △138
								14. 工事請負費	△359	補修工事
6. 庁舎管理費	43,624	△1,068	42,556				△1,068	12. 委託料	△1,068	庁舎衛生管理業務及び定期清掃業務委託
7. 企画費	286,226	△10,167	276,059	△781			△9,386	1. 報酬	△2,723	会計年度任用職員
								2. 給料	700	一般職
								3. 職員手当等	149	期末手当（一般職） 300 勤勉手当 100 時間外手当 230 期末手当（会計年度任用職員） △283

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									勤勉手当(会計年度任用職員) △198	
							10. 需用費	△170	消耗品費	
							11. 役務費	△122	保険料	
							12. 委託料	△2,971	光ファイバ自営線スポット保守委託 △2,000 桂地区光ケーブル保守委託 △700 調査測量設計委託 △271	
							13. 使用料及び賃借料	△491	車借上料 △200 バス借上料 △291	
							17. 備品購入費	△1,568	事務用備品購入 △200 自動車等購入 △1,368	
							18. 負担金、補助及び交付金	△2,971	補助金 地域おこし協力隊活動費補助 △500 地域活性化イベント等助成事業補助 △900 管理不全空家解体撤去補助 △1,571	
8. 自治振興費	30,960	△1,703	29,257				△1,703	8. 旅費 △700	特別旅費	
								10. 需用費 △163	食糧費	
								13. 使用料及び賃借料 △540	バス借上料	
								18. 負担金、補助及び交付金 △300	交付金 自治振興交付金	
計	1,616,003	24,059	1,640,062	△781			24,840			

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税費

1. 税務総務費	226,060	△3,006	223,054	△4,306			1,300	2. 給料	1,100	一般職
----------	---------	--------	---------	--------	--	--	-------	-------	-------	-----

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								3. 職員手当等	49	扶養手当 △100 期末手当(一般職) 600 時間外手当 △451
								11. 役務費	△276	通信運搬費 △110 手数料 △166
								12. 委託料	△539	システム導入委託
								18. 負担金、補助及び交付金	△3,340	補助金 定額減税補足給付金
2. 賦課徴収費	57,491	△1,376	56,115				△1,376	12. 委託料	△1,376	固定資産税課税客体調査業務委託 △220 固定資産税電算業務委託 △1,156
計	283,551	△4,382	279,169	△4,306			△76			

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	71,470	△1,868	69,602	1,944		△500	△3,312	2. 給料	800	一般職
								3. 職員手当等	△958	期末手当(一般職) 200 勤勉手当 200 時間外手当 △1,358
								11. 役務費	1,267	通信運搬費
								12. 委託料	△425	証明書交付キオスク端末保守管理委託
								13. 使用料及び賃借料	△403	住民基本台帳ネットワークシステム用機器借上料
								17. 備品購入費	△2,149	機械器具購入
計	71,470	△1,868	69,602	1,944		△500	△3,312			

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2. 衆議院議員総選挙費	16,696	△924	15,772				△924	3. 職員手当等	△612	時間外手当 管理職特別勤務手当	△469 △143
								11. 役務費	△147	手数料	
								13. 使用料及び賃借料	△165	移動期日前投票所システム使用料	
計	18,421	△924	17,497				△924				

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	411,696	△10,800	400,896	△9,676			△1,124	2. 給料	600	一般職	
								3. 職員手当等	500	期末手当(一般職) 勤勉手当 時間外手当	300 △100 300
								12. 委託料	△853	人材派遣委託	
								13. 使用料及び賃借料	△113	コピー機使用料	
								18. 負担金、補助及び交付金	△6,115	補助金 定住者助成金 住民税均等割課税世帯給付金 子ども加算給付金	△415 △3,400 △2,300
								22. 償還金、利子及び割引料	△219	災害援護資金貸付元金償還金	
								27. 繰出金	△4,600	国民健康保険特別会計(事業勘定) 繰出金	
2. 国民年金費	8,544		8,544					2. 給料	100	一般職	
								3. 職員手当等	△100	期末手当(一般職) 勤勉手当	50 50

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
									住居手当	△200	
3. 高齢者福祉費	475,858	△16,905	458,953	506			△17,411	2. 給料	400	一般職	
								3. 職員手当等	100	期末手当 (一般職)	
								10. 需用費	△600	消耗品費	
								12. 委託料	△1,390	緊急通報システム整備事業委託	△830
										愛の定期便事業委託	△560
								18. 負担金、補助及び交付金	△324	補助金	
										町単位高年者クラブ活動助成補助	△224
		補聴器購入費補助	△100								
							19. 扶助費	2,264	敬老祝い金	△1,000	
									老人保護措置費	3,264	
							27. 繰出金	△17,355	介護保険特別会計 (保険事業勘定)		
									繰出金		
7. 後期高齢者医療給付費	368,851	△6,316	362,535	△3,419		△477	△2,420	2. 給料	400	一般職	
								3. 職員手当等	150	通勤手当 (一般職)	50
										住居手当	100
								12. 委託料	△525	後期高齢者健診委託	
								18. 負担金、補助及び交付金	△1,783	負担金	
		後期高齢者医療広域連合負担金									
							27. 繰出金	△4,558	後期高齢者医療特別会計繰出金		
計	1,982,842	△34,021	1,948,821	△12,589		△477	△20,955				

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	452,689	△84,021	368,668	△77,680	△1,300	200	△5,241	3. 職員手当等	△2,300	期末手当 (一般職)	100
										時間外手当	△2,000
										通勤手当 (一般職)	△400

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								12. 委託料	△1,287	実施設計委託
								18. 負担金、補助及び交付金	△500	補助金 出産・子育て応援給付金
								19. 扶助費	△81,100	児童手当
								22. 償還金、利子及び割引料	1,166	国庫補助金返還金
2. 保育所費	803,801	△700	803,101	5,322	△4,000		△2,022	2. 給料	250	一般職
								3. 職員手当等	△950	期末手当（一般職） 150 勤勉手当 △100 時間外手当 △1,000
計	1,256,586	△84,721	1,171,865	△72,358	△5,300	200	△7,263			

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

1. 保健衛生総務費	244,957	△47,240	197,717				△47,240	1. 報酬	△1,647	会計年度任用職員
								2. 給料	300	一般職
								3. 職員手当等	△606	期末手当（一般職） 100 勤勉手当 50 時間外手当 △600 期末手当（会計年度任用職員） △156
								11. 役務費	△104	通信運搬費
								12. 委託料	△1,210	健康増進計画作成委託
								27. 繰出金	△43,973	国民健康保険特別会計（施設勘定） 繰出金
2. 予防費	89,515	△10,329	79,186				△10,329	12. 委託料	△10,678	接種券作成委託 △378 予防接種業務委託 △10,300

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								22. 償還金、利子及び割引料	349	国庫補助金返還金	
3. 母子衛生費	13,475	△625	12,850				△625	12. 委託料	△749	健診業務委託	
								22. 償還金、利子及び割引料	124	国庫補助金返還金	
4. 健康増進事業費	22,902	△170	22,732				△170	10. 需用費	△170	印刷製本費	
5. 保健福祉センター費	35,262	△10,252	25,010				△10,252	12. 委託料	△2,222	空調設備保守管理委託 トレーニング指導委託 工事設計委託	△638 △198 △1,386
								14. 工事請負費	△8,030	歩道整備工事	
6. 環境衛生費	50,944	△81	50,863				△81	2. 給料	800	一般職	
								3. 職員手当等		扶養手当 期末手当(一般職) 勤勉手当 時間外手当	△100 300 200 △400
								12. 委託料	△1,415	火葬場斎場委託	
								18. 負担金、補助及び交付金	534	補助金 火葬費補助	
計	457,439	△68,697	388,742				△68,697				

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 清掃費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2. 塵芥処理費	217,769	△6,220	211,549				△6,220	2. 給料	500	一般職	
								3. 職員手当等		扶養手当	△100
										期末手当(一般職)	200
										勤勉手当	100
10. 需用費	△3,090	印刷製本費	△2,191								
3. し尿処理費	79,313	350	79,663		△1,000		1,350	2. 給料	300	一般職	
								3. 職員手当等	50	期末手当(一般職)	100
										時間外手当	△150
										住居手当	100
計	298,541	△5,870	292,671		△1,000		△4,870				

(款) 4. 衛生費

(項) 3. 上水道費

1. 上水道施設費	113,871	△1,460	112,411				△1,460	18. 負担金、補助及び交付金	△1,460	補助金 水道事業会計補助
計	113,871	△1,460	112,411				△1,460			

(款) 4. 衛生費

(項) 4. 下水道費

1. 合併処理浄化槽設置事業費	4,455	△762	3,693	△254			△508	18. 負担金、補助及び交付金	△762	補助金 合併処理浄化槽設置補助金 単独処理浄化槽撤去補助金 宅内排水管工事費補助金	△942 △120 300
-----------------	-------	------	-------	------	--	--	------	-----------------	------	--	---------------------

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
計	4,455	△762	3,693	△254			△508			

(款) 5. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

1. 農業委員会費	41,728	△92	41,636	△619			527	2. 給料	400	一般職	
								3. 職員手当等	50	扶養手当	△100
										期末手当(一般職)	100
										時間外手当	50
12. 委託料	△236	農地地図管理システム保守委託									
13. 使用料及び賃借料	△306	バス借上料	△100								
		農地地図管理システム使用料	△206								
2. 農業総務費	62,520	1,500	64,020				1,500	2. 給料	600	一般職	
								3. 職員手当等	900	扶養手当	200
										期末手当(一般職)	350
										勤勉手当	50
時間外手当	500										
管理職手当	△100										
住居手当	△100										
3. 農業振興費	137,394	△1,154	136,240	382			△1,536	7. 報償費	1,276	報償金 鳥獣捕獲等奨励金	
								10. 需用費	△453	印刷製本費	
								12. 委託料	△418	農地地図情報システム保守管理委託	△110
										地域計画策定支援業務委託	△308
18. 負担金、補助及び交付金	△1,559	補助金									
		常北地区生産部会連絡協議会補助	△319								
		桂地区農業振興対策協議会補助	△319								
		農地集積協力金	△533								
多面的機能支払交付金事業補助	△388										

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
4.水田農業構造改革対策費	38,830	△2,500	36,330				△2,500	18.負担金、補助及び交付金	△2,500	補助金 生産調整対策補助
6.農地費	63,167	600	63,767		17,400		△16,800	18.負担金、補助及び交付金	600	負担金 農業競争力強化基盤整備事業負担金
7.農用地利用銀行費	638	2,077	2,715				2,077	18.負担金、補助及び交付金	2,077	補助金 農地流動化奨励金
8.集落排水費	231,941	△4,594	227,347				△4,594	18.負担金、補助及び交付金	△856	補助金 下水道事業会計補助（農業集落排水）
								23.投資及び出資金	△3,738	下水道事業会計出資金（農業集落排水）
計	580,587	△4,163	576,424	△237	17,400		△21,326			

(款) 5.農林水産業費

(項) 2.林業費

1.林業振興費	15,305	1,877	17,182				1,877	24.積立金	1,877	森林環境譲与税基金
計	15,305	1,877	17,182				1,877			

(款) 6.商工費

(項) 1.商工費

1.商工総務費	47,794	700	48,494				700	2.給料	500	一般職
								3.職員手当等	200	期末手当（一般職） 勤勉手当

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
									時間外手当	△300	
2. 商工業振興費	37,831	△1,798	36,033				△1,798	18. 負担金、補助及び交付金	△1,798	補助金 宅地購入事業費補助	
4. 観光施設費	566,323	△12,897	553,426		△3,700		△9,197	7. 報償費	△200	報償金 境界等立会謝礼 委員謝礼	△50 △150
								8. 旅費	△67	普通旅費	
								12. 委託料	△11,630	測量設計委託	△2,098
										工事管理委託	△770
										工事積算委託	△235
計画策定委託	△8,527										
21. 補償、補填及び賠償金	△1,000	補償金 物件移転補償費									
計	686,792	△13,995	672,797		△3,700		△10,295				

(款) 7. 土木費

(項) 1. 土木管理費

1. 土木総務費	89,801	△5,743	84,058				△5,743	2. 給料	△2,000	一般職	
								3. 職員手当等	△2,800	扶養手当	△100
										期末手当(一般職)	△100
										勤勉手当	△200
										時間外手当	△1,800
通勤手当(一般職)	△300										
住居手当	△300										
12. 委託料	△734	道路台帳補正委託									

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
								13. 使用料及び賃借料	△209	システム使用料
計	89,801	△5,743	84,058				△5,743			

(款) 7. 土木費

(項) 2. 道路橋梁費

1. 道路維持費	409,451	△11,511	397,940		△200		△11,311	7. 報償費	△564	報償金 道路草刈等謝礼	
								10. 需用費	△160	光熱水費	
								12. 委託料	△10,011	調査測量設計委託 境界確認測量委託 伐採業務委託	△5,663 △3,348 △1,000
								16. 公有財産購入費	△660	用地購入 (単独事業)	
								17. 備品購入費	△116	機械器具購入	
2. 道路新設改良費	436,544	△61,474	375,070		△49,900		△11,574	7. 報償費	△510	報償金 境界等立会謝礼	
								12. 委託料	△8,694	調査測量設計委託 工事積算委託	△7,504 △1,190
								14. 工事請負費	△3,412	道路改良工事	
								16. 公有財産購入費	△17,318	用地購入 (単独事業)	
								21. 補償、補填及び賠償金	△31,540	補償金 町道改良移転補償物件費	

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
3. 橋梁維持費	67,391	△7,832	59,559		△3,000		△4,832	10. 需用費	△540	修繕料	
								12. 委託料	△7,292	橋梁定期点検委託 調査測量設計委託	△4,303 △2,989
計	913,386	△80,817	832,569		△53,100		△27,717				

(款) 7. 土木費

(項) 3. 河川費

1. 河川総務費	119,297	△420	118,877		100		△520	16. 公有財産購入費	△300	用地購入 (単独事業)
								21. 補償、補填及び賠償金	△120	補償金 物件移転補償費
計	119,297	△420	118,877		100		△520			

(款) 7. 土木費

(項) 4. 都市計画費

1. 都市計画総務費	28,849	△10,764	18,085	△8,084			△2,680	2. 給料	100	一般職	
								12. 委託料	△264	耐震診断委託	
								18. 負担金、補助及び交付金	△10,600	補助金 ブロック塀等安全確保事業補助金 木造住宅耐震改修事業費補助金	△600 △10,000
2. 公園費	12,558	△2,277	10,281				△2,277	10. 需用費	△277	光熱水費	
								18. 負担金、補助及び交付金	△2,000	補助金 地区公園維持補修等事業補助金	

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
3. 公共下水道費	572,696	△35,979	536,717				△35,979	18. 負担金、補助及び交付金	△13,903	補助金 下水道事業会計補助（公共下水道）
								23. 投資及び出資金	△22,076	下水道事業会計出資金（公共下水道）
計	614,103	△49,020	565,083	△8,084			△40,936			

(款) 7. 土木費

(項) 5. 住宅費

1. 住宅管理費	86,345	△468	85,877				△468	2. 給料	100	一般職	
								3. 職員手当等	200	期末手当（一般職） 勤勉手当 時間外手当	50 50 100
								12. 委託料	△168	境界確認測量委託	
								18. 負担金、補助及び交付金	△600	補助金 町営住宅子育て世代支援事業補助金	
2. 住宅建設費	55,033		55,033					12. 委託料	△3,100	実施設計委託	
								14. 工事請負費	3,100	公営住宅建設工事	
計	141,378	△468	140,910				△468				

(款) 8. 消防費

(項) 1. 消防費

1. 非常備消防費	443,384	△7,784	435,600				△7,784	1. 報酬	△1,000	消防団員
								2. 給料	400	一般職
								3. 職員手当等	100	期末手当（一般職）
								7. 報償費	△3,172	報償金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
									消防団員退職報償金		
								8. 旅費	△2,600	費用弁償	
								10. 需用費	△157	食糧費	
								18. 負担金、補助及び交付金	△1,355	負担金	
										△1,118	
										公務災害補償組合負担金	△240
										県賞じゅつ金負担金	△105
										県央地区操法大会負担金	△550
										研修会等負担金	△223
										補助金	△237
										消防団員能力活用資格取得費補助	△237
2. 消防施設費	29,903	2,186	32,089	2,500	2,500		△2,814	11. 役務費	37	手数料	12
										保険料	25
								12. 委託料	△913	計画策定業務委託	
								14. 工事請負費	△2,000	消防施設解体工事	
								17. 備品購入費	5,000	自動車等購入	
								26. 公課費	62	自動車重量税	
4. 災害対策費	18,235	30,302	48,537	15,744	7,700		6,858	10. 需用費	△299	消耗品費	
								11. 役務費	42	手数料	12
										保険料	30
								12. 委託料	△330	アンテナ設置委託	
								17. 備品購入費	31,489	自動車等購入	15,500
										防災用備品購入	15,989
								18. 負担金、補助及び交付金	△670	補助金	
										自主防災組織運営補助金	
								26. 公課費	70	自動車重量税	
計	491,642	24,704	516,346	18,244	10,200		△3,740				

(款) 9. 教育費

(項) 1. 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2. 事務局費	225,063	△3,723	221,340				△3,723	2. 給料	1,350	一般職 調整額(教職)	1,300 50
								3. 職員手当等	△1,300	期末手当(一般職) 勤勉手当 時間外手当 退職手当組合負担金(一般職) 期末手当(会計年度任用職員)	400 200 △2,000 200 △100
								4. 共済費	△3,950	職員共済組合負担金(一般職) 職員共済組合追加費用等負担金 社会保険料負担金 雇用保険料 職員共済組合負担金(会計年度任用職員)	△150 △200 △1,300 △300 △2,000
								18. 負担金、補助及び交付金	177	負担金 指導主事派遣職員負担金 補助金 入学等支援金補助	417 417 △240 △240
計	226,520	△3,723	222,797				△3,723				

(款) 9. 教育費

(項) 2. 小学校費

1. 学校管理費	238,941	△16,530	222,411		△8,200		△8,330	3. 職員手当等	△300	期末手当(会計年度任用職員) 勤勉手当(会計年度任用職員)	△200 △100
								12. 委託料	△13,632	学校清掃業務委託 除草委託 廃棄物処分委託 実施設計委託 空調機保守点検委託 工事監理委託 バス運行委託 校内ネットワーク環境構築委託	△200 △236 △200 △1,600 △670 △3,960 △2,500 △4,000

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									校内ネットワーク環境運用サポート委託 △266	
								13. 使用料及び賃借料	△2,598	ソフトウェア使用料
2. 教育振興費	32,875	△1,141	31,734				△1,141	13. 使用料及び賃借料	△497	ソフトウェア使用料
								19. 扶助費	△644	要保護、準要保護児童援助費
計	271,816	△17,671	254,145		△8,200		△9,471			

(款) 9. 教育費

(項) 3. 中学校費

1. 学校管理費	71,460	△10,083	61,377				△10,083	3. 職員手当等	△100	勤勉手当 (会計年度任用職員)
								12. 委託料	△7,196	空調機保守点検委託 △676 学校警備委託 △100 学校清掃業務委託 △640 除草委託 △169 実施設計委託 △3,333 特定建築物定期報告書作成委託 △163 校内ネットワーク環境構築委託 △2,000 校内ネットワーク環境運用サポート委託 △115
								13. 使用料及び賃借料	△2,787	ソフトウェア使用料
2. 教育振興費	42,746	△5,465	37,281		△5,100		△365	11. 役務費	△247	通信運搬費
								12. 委託料	△2,859	バス運行委託

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								13. 使用料及び賃借料	△2,159	バス借上料 ソフトウェア使用料	△1,863 △296
								19. 扶助費	△200	要保護、準要保護生徒援助費	
計	114,206	△15,548	98,658		△5,100		△10,448				

(款) 9. 教育費

(項) 4. 社会教育費

1. 社会教育 総務費	62,527	△1,824	60,703				△1,824	2. 給料	500	一般職	
								3. 職員手当等	△1,000	期末手当(一般職) 時間外手当	200 △1,200
								7. 報償費	△104	報償金 委員謝礼	
								10. 需用費	△120	消耗品費	
								18. 負担金、補助及び交付金	△1,100	負担金 文化財保護主事派遣職員負担金 補助金 生涯学習地区推進事業補助 ふれあいの船事業補助	△600 △600 △500 △140 △360
2. 公民館費	99,109	△3,160	95,949		△6,400	150	3,090	2. 給料	△50	一般職	
								3. 職員手当等	△500	期末手当(一般職) 勤勉手当 時間外手当	50 50 △600
								7. 報償費	△190	報償金 講師謝礼	
								12. 委託料	△2,420	実施設計委託	
3. コミュニティセンター費	60,455	△2,087	58,368	33			△2,120	1. 報酬	△1,003	会計年度任用職員	
								2. 給料	100	一般職	
								3. 職員手当等	△239	期末手当(一般職) 勤勉手当 時間外手当	50 50 △200

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									期末手当（会計年度任用職員） △80 勤勉手当（会計年度任用職員） △59 4. 共済費 △170 社会保険料負担金 △94 雇用保険料 △12 職員共済組合負担金（会計年度任用職員） △64 7. 報償費 △11 報償金 行事出演謝礼 8. 旅費 △5 費用弁償 10. 需用費 △56 消耗品費 △45 賄材料費 △11 12. 委託料 △423 自主事業委託 △167 クリーニング・抗菌処理委託 △256 13. 使用料及び賃借料 △280 車借上料 △80 住宅借上料 △200	
4. 図書館資料館費	52,590	△3,313	49,277		△2,500		△813	2. 給料 150 一般職 3. 職員手当等 △750 期末手当（一般職） 50 勤勉手当 △200 時間外手当 △600 12. 委託料 △2,508 空調機器保守管理委託 △528 施設改修工事設計委託 △1,980 13. 使用料及び賃借料 △205 事務機器使用料		
5. 文化財保護費	2,719	△302	2,417				△302	14. 工事請負費 △102 文化財説明板設置工事		

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								18. 負担金、補助及び交付金	△200	補助金 町指定文化財補修・保全事業費補助
計	277,400	△10,686	266,714	33	△8,900	150	△1,969			

(款) 9. 教育費

(項) 5. 保健体育費

1. 保健体育総務費	6,539	△731	5,808				△731	1. 報酬	△116	スポーツ推進委員	
								11. 役務費	△204	手数料	
								13. 使用料及び賃借料	△327	行事用備品等借上料 バス借上料	△216 △111
								18. 負担金、補助及び交付金	△84	負担金 郡体育大会参加負担金	
2. 体育施設費	75,000	△2,391	72,609	772	△800		△2,363	10. 需用費	△208	光熱水費	
								12. 委託料	△2,183	体育館床及び窓清掃委託 大桂公園管理委託 桂運動公園管理委託 実施設計委託	△133 △162 △271 △1,617
3. 学校給食センター費	142,823	△250	142,573	50,000			△50,250	2. 給料	300	一般職	
								3. 職員手当等	△550	期末手当(一般職) 勤勉手当 時間外手当	100 50 △700
								計	224,362	△3,372	220,990

(款) 11. 公債費

(項) 1. 公債費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1.元 金	729,738	117	729,855				117	22.償還金、利子及び割引料	117	地方債償還金元金
2.利 子	71,880	△7,711	64,169				△7,711	22.償還金、利子及び割引料	△7,711	地方債償還金利子
計	801,618	△7,594	794,024				△7,594			

補正予算給与費明細書

1. 特別職

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	長 等		24,132	10,915	35,047	6,360	41,407	
	議 員		46,524	15,383	61,907	13,501	75,408	
	その他の 特別職	1,074	39,561		39,561		39,561	
	計	1,074	86,085	24,132	26,298	136,515	19,861	156,376
補正前	長 等		24,132	10,915	35,047	6,360	41,407	
	議 員		46,524	15,160	61,684	13,501	75,185	
	その他の 特別職	1,074	40,755		40,755		40,755	
	計	1,074	87,279	24,132	26,075	137,486	19,861	157,347
比 較	長 等							
	議 員			223	223		223	
	その他の 特別職		△1,194		△1,194		△1,194	
	計		△1,194	223	△971		△971	

2. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	308	245,470	612,618	517,122	1,375,210	242,371	1,617,581	
補 正 前	309	250,843	603,818	515,739	1,370,400	257,704	1,628,104	
比 較	△1	△5,373	8,800	1,383	4,810	△15,333	△10,523	

(単位 千円)

職員手当の	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後	17,262	153,700	127,601	63,762	16,612	13,946	8,720	13,635	100,967	
	補 正 前	17,762	149,569	127,108	79,110	16,712	14,596	9,120	16,835	83,867	
	比 較	△500	4,131	493	△15,348	△100	△650	△400	△3,200	17,100	
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後			346	571						
	補 正 前			346	714						
	比 較				△143						

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	160		612,618	481,421	1,094,039	195,666	1,289,705	
補 正 前	160		603,818	478,762	1,082,580	206,016	1,288,596	
比 較			8,800	2,659	11,459	△10,350	1,109	

(単位 千円)

職員手当の	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後	17,262	133,157	112,443	63,762	16,612	13,946	8,720	13,635	100,967	
	補 正 前	17,762	128,207	111,493	79,110	16,712	14,596	9,120	16,835	83,867	
	比 較	△500	4,950	950	△15,348	△100	△650	△400	△3,200	17,100	
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後			346	571						
	補 正 前			346	714						
	比 較				△143						

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	148	245,470		35,701	281,171	46,705	327,876	
補 正 前	149	250,843		36,977	287,820	51,688	339,508	
比 較	△1	△5,373		△1,276	△6,649	△4,983	△11,632	

(単位 千円)

職員手当の	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後		20,543	15,158							
	補 正 前		21,362	15,615							
	比 較		△819	△457							
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後										
	補 正 前										
	比 較										

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	8,800	給与改定に伴う増減分	13,200	人事院勧告に伴う給与改定	
		その他の増減分	△ 4,400		
職員手当	1,383	制度改正に伴う増減分	13,700	人事院勧告に伴う給与改定	
		その他の増減分	△ 12,317		

令和6年度 城里町
一般会計補正予算（第8号）
予算の概要

(課局名 総務課)

(単位 千円)

通し 番号	事務事業名	新規 区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
1	退職手当特別負担金納入事業		退職手当の支給にあたり、町が負担すべき特別負担金について、退職手当事務を行う茨城県市町村総合事務組合に納入する。	16,600	19	
2	地域防災緊急整備事業(避難所KB導入)	○	避難所における生活環境の抜本的改善を図るため、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」制度を活用し、キッチントレーラー及び牽引車両(1台)、パーティション・簡易ベット(250名分)、備蓄用コンテナ(1基)、輸送用車両(1台)の導入を行う。	36,700	34	総務費国庫補助金 18,244

(課局名 財務課)

(単位 千円)

通し 番号	事務事業名	新規 区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
3	財政管理事業(減債基金積立金)		地方交付税及び特別会計に関する法律等の一部改正により、令和7年度、令和8年度における臨時財政対策債の一部償還財源として臨時財政対策債償還基金費が措置されたため、減債基金へ積立てを行う。	38,909	20	R7,R8における臨時財政対策債の元利償還金の一部償還財源として措置→R7,R8で取崩

(課局名 町民課)

(単位 千円)

通し 番号	事務事業名	新規 区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
4	振り仮名の法改正に伴う通知書発送業務		戸籍法等の一部改正に伴い、戸籍への氏名の振り仮名を記載するため、本籍人に対して戸籍に記録される予定の振り仮名を通知する。	1,267	22	総務費国庫補助金960
5	火葬費等補助		旧常北地区の住民を対象に、県内の公営斎場を利用した際の火葬費用に対して補助を行うにあたり、予算に不足が生じるため補正を行う。	534	26	

(課局名 長寿応援課)

(単位 千円)

通し 番号	事務事業名	新規 区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
6	老人保護措置事業		厚生労働省による養護老人ホーム等の老人保護措置に係る支弁額の改定に伴い、予算に不足が生じるため補正を行う。	3,264	24	

(課局名 健康福祉課)

(単位 千円)

通し 番号	事務事業名	新規 区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
7	国庫補助金(出産・子育て応援交付金)返還	○	出産・子育て応援交付金の交付額確定により、令和5年度分の返還を行う。	1,166	25	

(課局名 農業政策課)

(単位 千円)

通し 番号	事務事業名	新規 区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
8	鳥獣捕獲等奨励金		有害鳥獣の捕獲頭数が増えたことに伴い、予算に不足が生じるため補正を行う。	1,276	28	国補助不足 584千円 県補助不足 384千円 町補助不足 308千円
9	農業競争力強化基盤整備事業		増井土地改良区の再基盤整備事業費に関して、国補正予算が追加で割り当てられ県営事業費が増加したため、負担率に合わせて補正を行う。	600	29	増井1期 8,100千円 増井2期 26,700千円
10	森林環境譲与税基金積立金		森林環境譲与税が増額になる見込みであり積立金額の予算に不足が生じるため補正を行う。	1,877	29	9月期 7,190千円 3月期 7,729千円

(課局名 農業委員会事務局)

(単位 千円)

通し 番号	事務事業名	新規 区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
11	農地流動化奨励事業		経営規模拡大のため農地の集積を行った借り手農家等に対して奨励金を交付するにあたり、集積面積の増により予算に不足が生じるため補正を行う。	2,077	29	

議案第16号

令和6年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和6年度城里町の国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ117,900千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,003,201千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年 3月 4日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和7年 月 日

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税		363,254	△ 5,521	357,733
	1. 国民健康保険税	363,254	△ 5,521	357,733
2. 使用料及び手数料		2	127	129
	1. 手数料	2	127	129
3. 国庫支出金		1	385	386
	1. 国庫補助金	1	385	386
4. 県支出金		1,603,394	△ 105,645	1,497,749
	1. 県補助金	1,603,394	△ 105,645	1,497,749
6. 繰入金		132,736	△ 4,600	128,136
	1. 他会計繰入金	132,735	△ 4,600	128,135
8. 諸収入		7,107	△ 2,646	4,461
	1. 延滞金、加算金及び過料	5,023	△ 2,999	2,024
	3. 雑入	2,083	353	2,436
歳入合計		2,121,101	△ 117,900	2,003,201

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		64,565	△ 6,800	57,765
	1. 総務管理費	58,672	△ 6,800	51,872
2. 保険給付費		1,494,532	△ 111,365	1,383,167
	1. 療養諸費	1,293,746	△ 71,899	1,221,847
	2. 高額療養費	192,530	△ 37,066	155,464
	4. 出産育児諸費	6,003	△ 2,000	4,003
	5. 葬祭諸費	2,250	△ 400	1,850
5. 保健事業費		33,531	△ 2,583	30,948
	1. 保健事業費	5,171	△ 130	5,041
	2. 特定健康診査等事業費	28,360	△ 2,453	25,907
6. 基金積立金		40,182	△ 37,254	2,928
	1. 基金積立金	40,182	△ 37,254	2,928
8. 諸支出金		14,971	40,102	55,073
	3. 繰出金	12,252	40,102	52,354
歳出	合計	2,121,101	△ 117,900	2,003,201

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税	363,254	△5,521	357,733
2. 使用料及び手数料	2	127	129
3. 国庫支出金	1	385	386
4. 県支出金	1,603,394	△105,645	1,497,749
6. 繰入金	132,736	△4,600	128,136
8. 諸収入	7,107	△2,646	4,461
歳入合計	2,121,101	△117,900	2,003,201

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	64,565	△6,800	57,765	385			△7,185
2. 保険給付費	1,494,532	△111,365	1,383,167	△108,966			△2,399
5. 保健事業費	33,531	△2,583	30,948	△2,647			64
6. 基金積立金	40,182	△37,254	2,928				△37,254
8. 諸支出金	14,971	40,102	55,073	5,968			34,134
歳出合計	2,121,101	△117,900	2,003,201	△105,260			△12,640

2. 歳入

(款) 1. 国民健康保険税

(項) 1. 国民健康保険税

(単位 千円)

目	補正前額 予算額	補正額 予算額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般被保険者国民健康保険税	363,251	△5,521	357,730	1. 医療給付費分現年課税分	13,739	医療給付費分現年課税普通徴収分 12,210 医療給付費分現年課税特別徴収分 1,529
				2. 後期高齢者支援金分現年課税分	△18,349	後期高齢者支援金分現年課税普通徴収分 △19,075 後期高齢者支援金分現年課税特別徴収分 726
				3. 介護納付金分現年課税分	△8,571	介護納付金分現年課税分
				4. 医療給付費分滞納繰越分	5,665	医療給付費分滞納繰越分
				5. 後期高齢者支援金分滞納繰越分	1,181	後期高齢者支援金分滞納繰越分
				6. 介護納付金分滞納繰越分	814	介護納付金分滞納繰越分
計	363,254	△5,521	357,733			

(款) 2. 使用料及び手数料

(項) 1. 手数料

1. 手数料	2	127	129	2. 督促手数料	127	督促手数料
計	2	127	129			

(款) 3. 国庫支出金

(項) 1. 国庫補助金

3. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金		385	385	1. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	385	社会保障・税番号制度システム整備費補助金
計	1	385	386			

(款) 4. 県支出金

(項) 1. 県補助金

1. 保険給付費等交付金	1,603,393	△105,645	1,497,748	1. 普通交付金	△108,966	普通交付金
				3. 特別交付金・特別調整交付金分(市町村分)	6,425	特別調整交付金分(市町村分)
				4. 特別交付金・県繰入金(2号分)	△457	県繰入金(2号分)

(単位 千円)

目	補正前額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
				5. 特別交付金・特定健康診査等負担金	△2,647	特定健康診査等負担金
計	1,603,394	△105,645	1,497,749			

(款) 6. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

1. 一般会計繰入金	132,735	△4,600	128,135	1. 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	△2,439	医療分 支援金分 介護分	△1,613 △653 △173
				2. 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	△1,587	医療分 支援金分 介護分	△1,070 △379 △138
				3. 職員給与費等繰入金	900	職員給与費等繰入金	
				4. 出産育児一時金等繰入金	△1,334	出産育児一時金等繰入金	
				5. 未就学児均等割繰入金	△140	未就学児均等割繰入金	
計	132,735	△4,600	128,135				

(款) 8. 諸収入

(項) 1. 延滞金、加算金及び過料

1. 延滞金	5,020	△2,999	2,021	1. 一般被保険者延滞金	△2,999	一般被保険者延滞金
計	5,023	△2,999	2,024			

(款) 8. 諸収入

(項) 3. 雑入

5. 特定健康診査等負担金	1	353	354	1. 過年度分	353	特定健康診査等負担金過年度分
計	2,083	353	2,436			

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 一般管理費	57,561	△6,800	50,761	385			△7,185	2. 給 料	△3,300	一般職
								3. 職員手当等	△2,600	期末手当 (一般職) △500 勤勉手当 △800 時間外手当 △1,000 通勤手当 (一般職) △100 住居手当 △300 退職手当組合負担金 (一般職) 100
								4. 共済費	△900	職員共済組合負担金 (一般職)
計	58,672	△6,800	51,872	385			△7,185			

(款) 2. 保険給付費

(項) 1. 療養諸費

1. 一般被保険者療養給付費	1,281,135	△72,135	1,209,000	△72,135				18. 負担金、補助及び交付金	△72,135	負担金 一般被保険者療養給付費
5. 審査支払手数料	5,484	236	5,720	236				11. 役務費	236	手数料
計	1,293,746	△71,899	1,221,847	△71,899						

(款) 2. 保険給付費

(項) 2. 高額療養費

1. 一般被保険者高額療養費	192,288	△36,859	155,429	△36,859				18. 負担金、補助及び交付金	△36,859	負担金 一般被保険者高額療養費
3. 一般被保険者高額介護合算療養費	240	△207	33	△208				18. 負担金、補助及び交付金	△207	負担金 一般被保険者高額介護合算療養費 負担金
計	192,530	△37,066	155,464	△37,067				1		

(款) 2. 保険給付費

(項) 4. 出産育児諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 出産育児一時金	6,000	△2,000	4,000				△2,000	18. 負担金、補助及び交付金	負担金 出産育児一時金	
計	6,003	△2,000	4,003				△2,000			

(款) 2. 保険給付費

(項) 5. 葬祭諸費

1. 葬祭費	2,250	△400	1,850				△400	18. 負担金、補助及び交付金	負担金 葬祭費
計	2,250	△400	1,850				△400		

(款) 5. 保健事業費

(項) 1. 保健事業費

1. 疾病予防費	5,171	△130	5,041				△130	12. 委託料	△130	脳ドック・人間ドック委託
計	5,171	△130	5,041				△130			

(款) 5. 保健事業費

(項) 2. 特定健康診査等事業費

1. 特定健康診査等事業費	28,360	△2,453	25,907	△2,647			194	12. 委託料	△2,453	特定健診委託
計	28,360	△2,453	25,907	△2,647			194			

(款) 6. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

1. 基金積立金	40,182	△37,254	2,928				△37,254	24. 積立金	△37,254	国民健康保険支払準備基金
計	40,182	△37,254	2,928				△37,254			

(款) 8. 諸支出金

(項) 3. 繰出金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 直営診療施設勘定繰出金	12,252	40,102	52,354	5,968			34,134	27. 繰出金	40,102	国民健康保険特別会計(施設勘定)繰出金
計	12,252	40,102	52,354	5,968			34,134			

補正予算給与費明細書

1. 特別職

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	12	136		136		136	
	計	12	136		136		136	
補正前	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	12	136		136		136	
	計	12	136		136		136	
比 較	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職							
	計							

2. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	9	2,243	20,746	14,505	37,494	6,997	44,491	
補 正 前	9	2,243	24,046	17,105	43,394	7,897	51,291	
比 較			△3,300	△2,600	△5,900	△900	△6,800	

(単位 千円)

職員手当の	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後	480	4,661	3,248	1,962		512	30		3,612	
	補 正 前	480	5,161	4,048	2,962		612	330		3,512	
	比 較		△500	△800	△1,000		△100	△300		100	
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後										
	補 正 前										
	比 較										

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	8		20,746	14,035	34,781	6,520	41,301	
補 正 前	8		24,046	16,635	40,681	7,420	48,101	
比 較			△3,300	△2,600	△5,900	△900	△6,800	

(単位 千円)

職員手当の 内 訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後	480	4,389	3,050	1,962		512	30		3,612	
	補 正 前	480	4,889	3,850	2,962		612	330		3,512	
	比 較		△500	△800	△1,000		△100	△300		100	
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後										
	補 正 前										
	比 較										

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	6	13,010		2,328	15,338		15,338	
補 正 前	6	13,010		2,328	15,338		15,338	
比 較								

(単位 千円)

職員手当の	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後		1,349	979							
	補 正 前		1,349	979							
	比 較										
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後										
	補 正 前										
	比 較										

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 3,300	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 3,300		
職員手当	△ 2,600	制度改正に伴う増減分	900	人事院勧告に伴う給与改定	
		その他の増減分	△ 3,500		

令和6年度城里町国民健康保険特別会計補正予算

令和6年度城里町の国民健康保険特別会計補正予算（施設勘定第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,021千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ236,911千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年 3月 4日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和7年 月 日

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 診療収入		97,479	△ 150	97,329
	1. 外来収入	91,039	△ 150	90,889
3. 繰入金		140,225	△ 3,871	136,354
	1. 他会計繰入金	140,225	△ 3,871	136,354
歳入合計		240,932	△ 4,021	236,911

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		155,695	△ 321	155,374
	1. 施設管理費	155,295	△ 321	154,974
2. 医療費		54,690	△ 3,700	50,990
	1. 医療費	54,690	△ 3,700	50,990
歳出合計		240,932	△ 4,021	236,911

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 診療収入	97,479	△150	97,329
3. 繰入金	140,225	△3,871	136,354
歳入合計	240,932	△4,021	236,911

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	155,695	△321	155,374				△321
2. 医療費	54,690	△3,700	50,990				△3,700
歳出合計	240,932	△4,021	236,911				△4,021

2. 歳入

(款) 1. 診療収入

(項) 1. 外来収入

(単位 千円)

目	補正前額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 国民健康保険診療報酬収入	21,302	△1,150	20,152	1. 現年度分	△1,150	国民健康保険診療報酬収入現年度分(歯科)
2. 社会保険診療報酬収入	15,980	500	16,480	1. 現年度分	500	社会保険診療報酬収入現年度分(歯科)
3. 後期高齢者医療診療報酬収入	36,956	500	37,456	1. 現年度分	500	後期高齢者医療診療報酬収入現年度分(歯科)
計	91,039	△150	90,889			

(款) 3. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

1. 一般会計繰入金	127,973	△43,973	84,000	1. 一般会計繰入金	△43,973	一般会計繰入金
2. 国民健康保険事業特別会計繰入金	12,252	40,102	52,354	1. 国民健康保険事業特別会計繰入金	40,102	国民健康保険特別会計(事業勘定)繰入金
計	140,225	△3,871	136,354			

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 施設管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	155,295	△321	154,974				△321	2. 給料	△600	一般職 調整額(医師)	△700 100
								3. 職員手当等	1,000	期末手当(一般職) 勤勉手当 時間外手当 調整手当(歯科) 調整手当(医師) 医師研究手当(医師)	350 △50 300 50 50 300
								4. 共済費	△250	職員共済組合負担金(一般職)	
								12. 委託料	△1,471	歯科レントゲン更新委託	
								13. 使用料及び賃借料	1,000	住宅賃借料	
計	155,295	△321	154,974				△321				

(款) 2. 医業費

(項) 1. 医業費

2. 医療用消耗器材費	6,076	△500	5,576				△500	10. 需用費	△500	消耗品費	
3. 医療用衛生材料費	32,040	△2,000	30,040				△2,000	10. 需用費	△2,000	医薬材料費	
4. 諸検査委託費	13,494	△1,200	12,294				△1,200	12. 委託料	△1,200	医科各種検査委託 歯科技工委託	△700 △500
計	54,690	△3,700	50,990				△3,700				

補正予算給与費明細書

2. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	17	13,010	53,905	51,887	118,802	16,905	135,707	
補 正 前	17	13,010	54,505	50,887	118,402	17,155	135,557	
比 較			△600	1,000	400	△250	150	

(単位 千円)

職員手当の	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後	418	13,203	12,292	3,565	1,848	987	300		7,530	
	補 正 前	418	12,853	12,342	3,265	1,848	987	300		7,530	
	比 較		350	△50	300						
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後		2,432	9,312							
	補 正 前		2,332	9,012							
	比 較		100	300							

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	11		53,905	49,559	103,464	16,905	120,369	
補 正 前	11		54,505	48,559	103,064	17,155	120,219	
比 較			△600	1,000	400	△250	150	

(単位 千円)

職員手当の	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後	418	11,854	11,313	3,565	1,848	987	300		7,530	
	補 正 前	418	11,504	11,363	3,265	1,848	987	300		7,530	
	比 較		350	△50	300						
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後		2,432	9,312							
	補 正 前		2,332	9,012							
	比 較		100	300							

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	6	13,010		2,328	15,338		15,338	
補 正 前	6	13,010		2,328	15,338		15,338	
比 較								

(単位 千円)

職員手当の	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後		1,349	979							
	補 正 前		1,349	979							
	比 較										
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後										
	補 正 前										
	比 較										

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 600	給与改定に伴う増減分	500	人事院勧告に伴う給与改定	
		その他の増減分	△ 1,100		
職員手当	1,000	制度改正に伴う増減分	1,300	人事院勧告に伴う給与改定	
		その他の増減分	△ 300		

議案第17号

令和6年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和6年度城里町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12,869千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ295,093千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年 3月 4日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和7年 月 日

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料		221,759	△ 8,311	213,448
	1. 後期高齢者医療保険料	221,759	△ 8,311	213,448
3. 繰入金		84,924	△ 4,558	80,366
	1. 他会計繰入金	84,924	△ 4,558	80,366
歳入合計		307,962	△ 12,869	295,093

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		301,661	△ 12,869	288,792
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	301,661	△ 12,869	288,792
歳出合計		307,962	△ 12,869	295,093

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料	221,759	△8,311	213,448
3. 繰入金	84,924	△4,558	80,366
歳入合計	307,962	△12,869	295,093

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	301,661	△12,869	288,792			△8,311	△4,558
歳出合計	307,962	△12,869	295,093			△8,311	△4,558

2. 歳 入

(款) 1. 後期高齢者医療保険料

(項) 1. 後期高齢者医療保険料

(単位 千円)

目	補正前額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 後期高齢者医療保険料	221,759	△8,311	213,448	1. 特別徴収保険料現年度分	1,345	特別徴収保険料現年度分
				2. 普通徴収保険料現年度分	△9,656	普通徴収保険料現年度分
計	221,759	△8,311	213,448			

(款) 3. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

1. 一般会計繰入金	84,924	△4,558	80,366	1. 保険基盤安定繰入金	△4,558	保険基盤安定繰入金
計	84,924	△4,558	80,366			

3. 歳 出

(款) 2. 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 後期高齢者医療広域連合納付金	301,661	△12,869	288,792			△8,311	△4,558	18.	△12,869	負担金 後期高齢者広域連合納付金（保険料分） △8,311 後期高齢者広域連合納付金（保険基盤安定） △4,558
計	301,661	△12,869	288,792			△8,311	△4,558			

議案第18号

令和6年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和6年度城里町の介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ94,823千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,557,419千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年 3月 4日 提出

城里町長 上遠野 修

令和7年 月 日

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 保 険 料		479,169	17,926	497,095
	1. 介 護 保 険 料	479,169	17,926	497,095
3. 国 庫 支 出 金		640,453	△ 59,700	580,753
	1. 国 庫 負 担 金	425,934	△ 17,990	407,944
	2. 国 庫 補 助 金	214,519	△ 41,710	172,809
4. 支 払 基 金 交 付 金		658,163	△ 29,559	628,604
	1. 支 払 基 金 交 付 金	658,163	△ 29,559	628,604
5. 県 支 出 金		366,620	△ 18,033	348,587
	1. 県 負 担 金	353,945	△ 14,949	338,996
	2. 県 補 助 金	12,674	△ 3,084	9,590
7. 繰 入 金		396,659	△ 5,457	391,202
	1. 他 会 計 繰 入 金	384,861	△ 17,355	367,506
	2. 基 金 繰 入 金	9,642	9,474	19,116
	3. 介 護 サービス 事 業 勘 定 繰 入 金	2,156	2,424	4,580
歳 入 合 計		2,652,242	△ 94,823	2,557,419

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総 務 費		48,434	△ 1,878	46,556
	1. 総 務 管 理 費	34,755	362	35,117
	3. 介 護 認 定 審 査 会 費	11,053	△ 2,240	8,813
2. 保 険 給 付 費		2,399,625	△ 101,350	2,298,275
	1. 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	2,155,040	△ 86,000	2,069,040
	2. 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	59,473	6,280	65,753
	3. 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	59,520	△ 3,000	56,520
	4. 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	6,280	△ 1,450	4,830
	5. 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	117,738	△ 17,180	100,558
3. 地 域 支 援 事 業 費		81,323	△ 16,452	64,871
	1. 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	32,305	△ 8,129	24,176
	3. 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	43,310	△ 8,323	34,987
5. 基 金 積 立 金		81	14,642	14,723
	1. 基 金 積 立 金	81	14,642	14,723
6. 諸 支 出 金		119,778	10,215	129,993
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	119,777	10,215	129,992
歳 出 合 計		2,652,242	△ 94,823	2,557,419

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 保険料	479,169	17,926	497,095
3. 国庫支出金	640,453	△59,700	580,753
4. 支払基金交付金	658,163	△29,559	628,604
5. 県支出金	366,620	△18,033	348,587
7. 繰入金	396,659	△5,457	391,202
歳入合計	2,652,242	△94,823	2,557,419

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	48,434	△1,878	46,556				△1,878
2. 保険給付費	2,399,625	△101,350	2,298,275	△70,722		△40,774	10,146
3. 地域支援事業費	81,323	△16,452	64,871	△7,011		△2,855	△6,586
5. 基金積立金	81	14,642	14,723				14,642
6. 諸支出金	119,778	10,215	129,993			10,215	
歳出合計	2,652,242	△94,823	2,557,419	△77,733		△33,414	16,324

2. 歳入

(款) 1. 保険料

(項) 1. 介護保険料

(単位 千円)

目	補正前額 予算額	補正額 予算額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 第1号被保険者保険料	479,169	17,926	497,095	1. 現年度分特別徴収保険料	12,479	特別徴収保険料
				2. 現年度分普通徴収保険料	5,103	普通徴収保険料
				3. 滞納繰越分普通徴収保険料	344	滞納繰越分普通徴収保険料
計	479,169	17,926	497,095			

(款) 3. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

1. 介護給付費負担金	425,934	△17,990	407,944	1. 現年度分	△17,990	介護給付費国庫負担金
計	425,934	△17,990	407,944			

(款) 3. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

1. 調整交付金	189,072	△38,189	150,883	1. 現年度分	△38,189	介護給付費調整交付金 地域支援事業費調整交付金	△37,783 △406
2. 地域支援事業交付金 (介護予防事業・日常生活支援総合事業)	7,603	△1,626	5,977	1. 現年度分	△1,626	地域支援事業交付金	
3. 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	15,844	△4,137	11,707	1. 現年度分	△4,137	地域支援事業交付金	
4. 保険者機能強化推進交付金	1,000	508	1,508	1. 保険者機能強化推進交付金	508	保険者機能強化推進交付金	
5. 介護保険保険者努力支援交付金	1,000	1,734	2,734	1. 介護保険保険者努力支援交付金	1,734	介護保険保険者努力支援交付金	
計	214,519	△41,710	172,809				

(款) 4. 支払基金交付金

(項) 1. 支払基金交付金

1. 介護給付費交付金	647,899	△27,364	620,535	1. 現年度分	△27,364	介護給付費支払基金交付金
2. 地域支援事業交付金	10,264	△2,195	8,069	1. 現年度分	△2,195	地域支援事業交付金

(単位 千円)

目	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
計	658,163	△29,559	628,604			

(款) 5. 県支出金

(項) 1. 県負担金

1. 介護給付費負担金	353,945	△14,949	338,996	1. 現 年 度 分	△14,949	介護給付費県負担金
計	353,945	△14,949	338,996			

(款) 5. 県支出金

(項) 2. 県補助金

1. 地域支援事業交付金 (介護予防事業・日常生活支援総合事業)	4,752	△1,016	3,736	1. 現 年 度 分	△1,016	地域支援事業交付金
2. 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	7,922	△2,068	5,854	1. 現 年 度 分	△2,068	地域支援事業交付金
計	12,674	△3,084	9,590			

(款) 7. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

1. 介護給付費繰入金	299,954	△12,669	287,285	1. 現 年 度 分	△12,669	介護給付費一般会計繰入金
2. その他一般会計繰入金	48,834	△2,278	46,556	1. 職員給与費等繰入金	△100	職員給与費等繰入金
				2. 事務費繰入金	△2,178	事務費繰入金
3. 地域支援事業繰入金 (介護予防事業・日常生活支援総合事業)	4,752	△1,016	3,736	1. 現 年 度 分	△1,016	地域支援事業繰入金
4. 地域支援事業繰入金 (包括的支援事業・任意事業)	7,922	△2,068	5,854	1. 現 年 度 分	△2,068	地域支援事業繰入金
5. 低所得者保険料軽減繰入金	23,399	676	24,075	1. 現 年 度 分	676	低所得者保険料軽減繰入金
計	384,861	△17,355	367,506			

(款) 7. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

(単位 千円)

目	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 介護給付費準備基金 繰 入 金	9,642	9,474	19,116	1. 介護給付費準備基 金 繰 入 金	9,474	介護給付費準備基金繰入金
計	9,642	9,474	19,116			

(款) 7. 繰入金

(項) 3. 介護サービス事業勘定繰入金

1. 介護サービス事業勘 定 繰 入 金	2,156	2,424	4,580	1. 介護サービス事業 勘 定 繰 入 金	2,424	地域支援事業
計	2,156	2,424	4,580			

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	34,755	362	35,117				362	2. 給料	300	一般職
								3. 職員手当等	△50	期末手当 (一般職) 200 勤勉手当 50 時間外手当 △300
								4. 共済費	50	職員共済組合負担金 (一般職)
								10. 需用費	62	消耗品費
計	34,755	362	35,117				362			

(款) 1. 総務費

(項) 3. 介護認定審査会費

2. 介護認定調査費	9,256	△2,240	7,016				△2,240	11. 役務費	△2,050	手数料
								12. 委託料	△190	介護認定調査委託
計	11,053	△2,240	8,813				△2,240			

(款) 2. 保険給付費

(項) 1. 介護サービス等諸費

1. 居宅介護サービス給付費	750,720	28,000	778,720	1,140		10,308	16,552	18. 負担金、補助及び交付金	28,000	負担金 居宅介護サービス給付費
2. 施設介護サービス給付費	1,058,040	△70,000	988,040	△41,128		△27,710	△1,162	18. 負担金、補助及び交付金	△70,000	負担金 施設介護サービス給付費
3. 居宅介護福祉用具購入費	1,880		1,880	△25			25			財源内訳補正
4. 居宅介護住宅改修費	4,080		4,080	△54			54			財源内訳補正

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
5. 居宅介護サービス計画給付費	108,120	△3,000	105,120	△2,581		△1,189	770	18. 負担金、補助及び交付金	△3,000	負担金 居宅介護サービス計画給付費
6. 地域密着型介護サービス給付費	232,200	△41,000	191,200	△19,035		△16,219	△5,746	18. 負担金、補助及び交付金	△41,000	負担金 地域密着型介護サービス給付費
計	2,155,040	△86,000	2,069,040	△61,683		△34,810	10,493			

(款) 2. 保険給付費

(項) 2. 介護予防サービス等諸費

1. 介護予防サービス給付費	48,471	5,200	53,671	1,398		2,055	1,747	18. 負担金、補助及び交付金	5,200	負担金 介護予防サービス給付費
2. 地域密着型介護予防サービス給付費	1,644		1,644	△21			21			財源内訳補正
4. 介護予防住宅改修費	1,920		1,920	△26			26			財源内訳補正
5. 介護予防サービス計画給付費	6,804	1,080	7,884	333		428	319	18. 負担金、補助及び交付金	1,080	負担金 介護予防サービス計画給付費
計	59,473	6,280	65,753	1,684		2,483	2,113			

(款) 2. 保険給付費

(項) 3. 高額介護サービス等費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 高額サービス費	59,424	△3,000	56,424	△1,947		△1,188	135	18. 負担金、補助及び交付金	負担金 高額介護サービス費	
計	59,520	△3,000	56,520	△1,947		△1,188	135			

(款) 2. 保険給付費

(項) 4. 高額医療合算介護サービス等費

1. 高額医療合算介護サービス費	6,160	△1,350	4,810	△608		△534	△208	18. 負担金、補助及び交付金	△1,350	負担金 高額医療合算介護サービス費
2. 高額医療合算介護予防サービス費	120	△100	20				△100	18. 負担金、補助及び交付金	△100	負担金 高額医療合算介護予防サービス費
計	6,280	△1,450	4,830	△608		△534	△308			

(款) 2. 保険給付費

(項) 5. 特定入所者介護サービス等費

1. 特定入所者介護サービス費	117,450	△17,000	100,450	△8,168		△6,725	△2,107	18. 負担金、補助及び交付金	△17,000	負担金 特定入所者介護サービス費
2. 特定入所者介護予防サービス費	288	△180	108				△180	18. 負担金、補助及び交付金	△180	負担金 特定入所者介護予防サービス費
計	117,738	△17,180	100,558	△8,168		△6,725	△2,287			

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 1. 介護予防・生活支援サービス事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 介護予防・生活支援サービス事業費	31,727	△7,919	23,808	△1,235		△3,128	△3,556	18. 負担金、補助及び交付金	△7,919	負担金 基準型訪問・通所介護サービス費
2. 介護予防ケアマネジメント事業費	578	△210	368	△79		△83	△48	12. 委託料	△210	介護予防ケアマネジメント業務
計	32,305	△8,129	24,176	△1,314		△3,211	△3,604			

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補正額	計	国県支出金	地方債	その他	一般財源	節		説明	
								区分	金額		
1. 地域包括支援センター費	43,310	△8,323	34,987	△5,697		356	△2,982	1. 報酬	△816	会計年度任用職員	
								2. 給料	△3,700	一般職	
								3. 職員手当等	△2,814	期末手当(一般職)	△800
										勤勉手当	△700
										時間外手当	△600
										通勤手当(一般職)	△200
										退職手当組合負担金(一般職)	△100
		期末手当(会計年度任用職員)	△245								
		勤勉手当(会計年度任用職員)	△169								
4. 共済費	△400	職員共済組合負担金(一般職)									
8. 旅費	△257	費用弁償									
19. 扶助費	△336	成年後見人等報酬助成金									
計	43,310	△8,323	34,987	△5,697		356	△2,982				

(款) 5. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	説明
1. 介護給付費準備基金積立金	81	14,642	14,723				14,642	24. 積立金	14,642	介護給付費準備基金
計	81	14,642	14,723				14,642			

(款) 6. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 償還金	118,776	10,215	128,991			10,215		22. 償還金、利子及び割引料	10,215	国県等介護給付費負担金返還金
計	119,777	10,215	129,992			10,215				

補正予算給与費明細書

1. 特別職

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	13	1,735		1,735		1,735	
	計	13	1,735		1,735		1,735	
補正前	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	13	1,735		1,735		1,735	
	計	13	1,735		1,735		1,735	
比 較	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職							
	計							

2. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	12	6,272	28,820	20,048	55,140	8,974	64,114	
補 正 前	12	7,088	32,220	22,912	62,220	9,324	71,544	
比 較		△816	△3,400	△2,864	△7,080	△350	△7,430	

(単位 千円)

職員手当の	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後		6,747	5,439	2,495	300	615			4,452	
	補 正 前		7,592	6,258	3,395	300	815			4,552	
	比 較		△845	△819	△900		△200			△100	
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後										
	補 正 前										
	比 較										

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	9		28,820	18,980	47,800	8,974	56,774	
補 正 前	9		32,220	21,430	53,650	9,324	62,974	
比 較			△3,400	△2,450	△5,850	△350	△6,200	

(単位 千円)

職員手当の	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後		6,133	4,985	2,495	300	615			4,452	
	補 正 前		6,733	5,635	3,395	300	815			4,552	
	比 較		△600	△650	△900		△200			△100	
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後										
	補 正 前										
	比 較										

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	3	6,272		1,068	7,340		7,340	
補 正 前	3	7,088		1,482	8,570		8,570	
比 較		△816		△414	△1,230		△1,230	

(単位 千円)

職員手当の	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後		614	454							
	補 正 前		859	623							
	比 較		△245	△169							
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後										
	補 正 前										
	比 較										

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 3,400	給与改定に伴う増減分	300	人事院勧告に伴う給与改定	
		その他の増減分	△ 3,700		
職員手当	△ 2,864	制度改正に伴う増減分	400	人事院勧告に伴う給与改定	
		その他の増減分	△ 3,264		

令和6年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和6年度城里町の介護保険特別会計補正予算（介護サービス事業勘定第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,602千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年 3月 4日 提出

城里町長 上遠野 修

令和7年 月 日

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. サービス収入		5,647	1,800	7,447
	1. 予防給付費収入	5,647	1,800	7,447
歳入合計		7,802	1,800	9,602

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. サービス事業費		5,646	△ 624	5,022
	1. 介護予防支援事業費	5,646	△ 624	5,022
2. 諸支出金		2,156	2,424	4,580
	1. 繰出金	2,156	2,424	4,580
歳出合計		7,802	1,800	9,602

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. サービス収入	5,647	1,800	7,447
歳入合計	7,802	1,800	9,602

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. サービス事業費	5,646	△624	5,022			△624	
2. 諸支出金	2,156	2,424	4,580			2,424	
歳出合計	7,802	1,800	9,602			1,800	

2. 歳 入

(款) 1. サービス収入

(項) 1. 予防給付費収入

(単位 千円)

目	補正前額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 介護予防サービス計画費収入	5,647	1,800	7,447	1. 介護予防サービス計画費収入	1,800	介護予防サービス計画費収入
計	5,647	1,800	7,447			

3. 歳 出

(款) 1. サービス事業費

(項) 1. 介護予防支援事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一 般 財 源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 介護予防支援事業費	5,646	△624	5,022			△624		1. 報 酬	△624	会計年度任用職員
計	5,646	△624	5,022			△624				

(款) 2. 諸支出金

(項) 1. 繰出金

1. 保険事業勘定繰出金	2,156	2,424	4,580			2,424		27. 繰出金	2,424	介護保険特別会計（保険事業勘定）繰出金
計	2,156	2,424	4,580			2,424				

補正予算給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	1	1,840		516	2,356		2,356	
補 正 前	1	2,464		516	2,980		2,980	
比 較		△624			△624		△624	

(単位 千円)

職員手当の	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後		299	217							
	補 正 前		299	217							
	比 較										
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後										
	補 正 前										
	比 較										

ア 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	1	1,840		516	2,356		2,356	
補 正 前	1	2,464		516	2,980		2,980	
比 較		△624			△624		△624	

(単位 千円)

職員手当の	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後		299	217							
	補 正 前		299	217							
	比 較										
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後										
	補 正 前										
	比 較										

令和6年度 城里町
介護保険特別会計補正予算（第3号）
予算の概要

(単位 千円)

番号	事務事業名	新規区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
1	介護サービス費給付事業		介護サービス給付費の増加が見込まれるため、増額補正を行う。	34,280	8	居宅介護サービス給付事業28,000 介護予防サービス給付事業5,200 介護予防サービス計画給付事業1,080
2	介護給付費準備基金積立金事業		事業費見込額の増により基金に積立てを行う。	14,642	11	
3	国県等介護給付費負担金返還金		令和5年度地域支援事業交付金国県補助金、介護保険事業費補助金及び低所得者保険料軽減負担金の交付額確定により、超過交付額の返還を行う。	10,215	12	R5地域支援事業交付金6,739 R5介護保険事業費補助金88 R5低所得者保険料軽減負担金3,388

議案第19号

令和6年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和6年度水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度水道事業会計補正予算（第2号）に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入					
第1款	水道事業収益	611,933 千円	△2,800 千円	609,133 千円	
第1項	営業収益	430,496 千円	△1,735 千円	428,761 千円	
第2項	営業外収益	181,337 千円	△1,065 千円	180,272 千円	
支 出					
第1款	水道事業費用	611,933 千円	△2,800 千円	609,133 千円	
第1項	営業費用	564,739 千円	△2,800 千円	561,939 千円	

（資本的支出）

第3条 令和6年度水道事業会計予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「346,064 千円」を「320,764 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

		（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出					
第1款	資本的支出	587,132 千円	△25,300 千円	561,832 千円	
第1項	建設改良費	288,550 千円	△25,300 千円	263,250 千円	

令和7年 3月 4日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和7年 月 日

令和6年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）に関する説明書

1.	令和6年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）実施計画	4
2.	令和6年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）実施計画明細書	6
3.	補正予算給与費明細書	9

1. 令和6年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）実施計画

収益的収入及び支出

(収益的収入)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業収益			611,933	△ 2,800	609,133	
	1 営業収益		430,496	△ 1,735	428,761	
		1 給水収益	397,330	△ 1,527	395,803	
		3 その他の営業収益	28,166	△ 208	27,958	
	2 営業外収益		181,337	△ 1,065	180,272	
		2 補助金	103,440	△ 1,460	101,980	
4 長期前受金戻入		77,756	395	78,151		

(収益的支出)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業費用			611,933	△ 2,800	609,133	
	1 営業費用		564,739	△ 2,800	561,939	
		2 配水及び給水費	29,090	△ 1,500	27,590	
		4 総係費	113,422	△ 1,150	112,272	
		5 減価償却費	276,451	△ 150	276,301	

資本的支出

(資本的支出)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			587,132	△ 25,300	561,832	
	1 建設改良費		352,360	△ 25,300	327,060	
		3 水道建設事業費		288,550	△ 25,300	263,250

2. 令和6年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）実施計画明細書

収益的収入及び支出

(収益的収入)

(単位 千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
					区 分	金 額	
1	水道事業収益	611,933	△ 2,800	609,133			
1	営業収益	430,496	△ 1,735	428,761			
	1 給水収益	397,330	△ 1,527	395,803			
					1 水道料金	△ 1,527	水道使用料
	3 その他の営業収益	28,166	△ 208	27,958			
					1 加入金	△ 308	水道申込加入金
					6 雑収益	100	臨時給水収益
2	営業外収益	181,337	△ 1,065	180,272			
	2 補助金	103,440	△ 1,460	101,980			
					1 一般会計補助金	△ 1,460	
	4 長期前受金戻入	77,756	395	78,151			
					2 一般会計補助金	305	一般会計補助金
					3 一般会計負担金	90	一般会計負担金

(収益的支出)

(単位 千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
					区 分	金 額	
1 水道事業費用		611,933	△ 2,800	609,133			
1 営業費用		564,739	△ 2,800	561,939			
	2 配水及び給水費	29,090	△ 1,500	27,590			
					12 工事請負費	△ 1,500	配水管布設工事
	4 総係費	113,422	△ 1,150	112,272			
					3 手当	△ 1,300	扶養手当 △ 295 期末手当 250 勤勉手当 100 通勤手当 20 時間外手当 △ 1,300 住居手当 △ 100 退職手当組合負担金 25
					19 手数料	150	
	5 減価償却費	276,451	△ 150	276,301			
					1 有形・無形固定資産 減価償却費	△ 150	水道施設工事完了による固定資産への 振替

資本的支出

(資本的支出)

(単位 千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
					区 分	金 額	
1	資本的支出	587,132	△ 25,300	561,832			
1	建設改良費	352,360	△ 25,300	327,060			
	3 水道建設事業費	288,550	△ 25,300	263,250			
					4 委託料	△ 6,600	配水管布設工事設計業務
					5 工事請負費	△ 18,700	配水管布設工事

3. 補正予算給与費明細書

1 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				法定福利費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	手 当	計			
補 正 後	7	423	26,980	19,012	46,415	8,924	55,339	
補 正 前	7	423	26,980	20,312	47,715	8,924	56,639	
比 較				△ 1,300	△ 1,300		△ 1,300	

(単位 千円)

手当の内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	管理職特別 勤務手当	特殊勤務手当	住居手当	退職手当 組合負担金
	補 正 後	623	5,985	5,241	1,552	912	300	60	252	419	3,668
	補 正 前	918	5,735	5,141	2,852	912	280	60	252	519	3,643
	比 較	△ 295	250	100	△ 1,300		20			△ 100	25

2 給料及び手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料		給与改定に伴う増減分	845		
		その他の増減分	△ 845		
手当	△ 1,300	制度改正に伴う増減分	557		
		その他の増減分	△ 1,857		

議案第20号

令和6年度城里町下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度城里町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入				
第1款	下水道事業収益	1,039,140千円	△ 10,000千円	1,029,140千円
第1項	営業収益	187,451千円	3,791千円	191,242千円
第2項	営業外収益	851,599千円	△ 13,791千円	837,808千円
支 出				
第1款	下水道事業費用	1,039,140千円	△ 10,000千円	1,029,140千円
第1項	営業費用	925,229千円	△ 9,564千円	915,665千円
第2項	営業外費用	105,761千円	△ 980千円	104,781千円
第3項	特別損失	150千円	544千円	694千円

(資本的収入及び支出)

第3条 令和6年度下水道事業会計予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「290,717千円」を「295,693千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第1款	資本的収入	588,008千円	△ 89,182千円	498,826千円
第1項	企業債	165,900千円	△ 46,100千円	119,800千円
第2項	補助金	114,274千円	△ 20,138千円	94,136千円
第3項	負担金	8,474千円	1,757千円	10,231千円
第4項	分担金	526千円	1,113千円	1,639千円
第5項	出資金	298,834千円	△ 25,814千円	273,020千円
支 出				
第1款	資本的支出	878,725千円	△ 84,206千円	794,519千円
第1項	建設改良費	351,867千円	△ 84,206千円	267,661千円

(企業債)

第4条 令和6年度下水道事業会計予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	既決予定額	補正予定額	計			
公共下水道事業	165,900	△ 46,100	119,800			

令和7年 3月 4日 提出

城里町長 上遠野 修

令和7年 3月 日

令和6年度城里町下水道事業会計補正予算（第2号）に関する説明書

1.	令和6年度城里町下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画	5
2.	令和6年度城里町下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画明細書	7
3.	補正予算給与費明細書	12

1. 令和6年度城里町下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益の収入及び支出

(収益の収入)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業収益			1,039,140	△ 10,000	1,029,140	
	1 営業収益		187,451	3,791	191,242	
		1 下水道使用料	180,175	5,977	186,152	
		2 受託事業収益	6,000	△ 2,186	3,814	
	2 営業外収益		851,599	△ 13,791	837,808	
		2 他会計補助金	507,374	△ 14,759	492,615	
		3 補助金	5,000	2,964	7,964	
		4 長期前受金戻入	339,217	△ 1,996	337,221	

(収益の支出)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業費用			1,039,140	△ 10,000	1,029,140	
	1 営業費用		925,229	△ 9,564	915,665	
		1 管渠費	45,554	△ 243	45,311	
		2 処理場費	76,215	△ 3,400	72,815	
		3 受託事業費	6,000	△ 2,260	3,740	
		4 総係費	123,248	△ 5,550	117,698	
		5 流域下水道維持 管理負担金	43,490	△ 1,091	42,399	
		6 減価償却費	622,126	5,014	627,140	
		7 資産減耗費	8,596	△ 2,034	6,562	
	2 営業外費用		105,761	△ 980	104,781	
		1 支払利息及び企業 債取扱諸費	95,758	△ 980	94,778	
	3 特別損失		150	544	694	
		4 過年度損益修正損	150	544	694	

資本的收入及び支出

(資本的收入)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的收入			588,008	△ 89,182	498,826	
	1 企業債		165,900	△ 46,100	119,800	
		1 企業債	165,900	△ 46,100	119,800	
	2 補助金		114,274	△ 20,138	94,136	
		1 国庫補助金	114,274	△ 20,138	94,136	
	3 負担金		8,474	1,757	10,231	
		1 受益者負担金	8,474	1,757	10,231	
	4 分担金		526	1,113	1,639	
		1 受益者分担金	526	1,113	1,639	
	5 出資金		298,834	△ 25,814	273,020	
1 一般会計出資金		298,834	△ 25,814	273,020		

(資本の支出)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本の支出			878,725	△ 84,206	794,519	
	1 建設改良費		351,867	△ 84,206	267,661	
		2 管渠整備事業費	310,660	△ 74,254	236,406	
		3 管渠改良事業費	19,502	△ 759	18,743	
		4 処理場改良事業費	10,297	△ 3,064	7,233	
		5 流域下水道建設費負担金	9,992	△ 6,129	3,863	

2. 令和6年度城里町下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画明細書

収益的收入及び支出

(収益的收入)

(単位 千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
					区 分	金 額	
1	下水道事業収益	1,039,140	△ 10,000	1,029,140			
1	営業収益	187,451	3,791	191,242			
	1 下水道使用料	180,175	5,977	186,152	1 一般污水収益	5,977	下水道使用料
	2 受託事業収益	6,000	△ 2,186	3,814	1 受託工事収益	△ 2,186	都市建設課受託工事負担金
2	営業外収益	851,599	△ 13,791	837,808			
	2 他会計補助金	507,374	△ 14,759	492,615	1 一般会計補助金	△ 14,759	一般会計補助金
	3 補助金	5,000	2,964	7,964	1 国庫補助金	2,964	社会資本整備総合交付金
	4 長期前受金戻入	339,217	△ 1,996	337,221	1 国庫（県）補助金	△ 958	固定資産減価償却に伴う戻入等
					2 一般会計補助金	△ 1,019	〃
					3 工事負担金	△ 446	〃
					4 受益者負担金	346	〃
					5 受益者分担金	62	〃
					6 受贈財産評価額	19	〃

(収益の支出)

(単位 千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
					区 分	金 額	
1	下水道事業費用	1,039,140	△ 10,000	1,029,140			
	1 営業費用	925,229	△ 9,564	915,665			
	1 管渠費	45,554	△ 243	45,311			
					12 動力費	940	電気料金
					23 委託料	△ 1,183	下水道台帳作成業務等
	2 処理場費	76,215	△ 3,400	72,815			
					12 動力費	510	電気料金
					23 委託料	△ 3,910	維持管理業務
	3 受託事業費	6,000	△ 2,260	3,740			
					27 工事請負費	△ 2,260	都市建設課受託工事
	4 総係費	123,248	△ 5,550	117,698			
					2 給料	△ 800	職員給料
					3 手当	△ 362	扶養手当 130 期末手当 135 勤勉手当 △ 82 通勤手当 25 住居手当 △ 480 退職手当組合負担金 △ 90
					4 賞与引当金繰入額	15	
					5 法定福利費	△ 550	職員共済組合負担金
					6 法定福利費引当金繰入額	3	
					22 保険料	8	公用車任意保険料
					23 委託料	△ 7,801	公共下水道事業計画変更業務等
					33 貸倒引当金繰入額	3,937	令和7年度不納欠損見込額
	5 流域下水道維持管理負担金	43,490	△ 1,091	42,399			
					36 流域下水道維持管理負担金	△ 1,091	流域下水道維持管理負担金

	6 減価償却費	622,126	5,014	627,140			
					40 有形固定資産減価償却費	4,957	
					41 無形固定資産減価償却費	57	
	7 資産減耗費	8,596	△ 2,034	6,562			
					42 固定資産除却費	△ 2,034	機械及び装置
2 営業外費用		105,761	△ 980	104,781			
	1 支払利息及び企業債取扱諸費	95,758	△ 980	94,778			
					46 企業債利息	△ 980	
3 特別損失		150	544	694			
	4 過年度損益修正損	150	544	694			
					73 過年度損益修正損	544	令和6年度不納欠損見込額不足分

資本的收入及び支出

(資本的收入)

(単位 千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
					区 分	金 額	
1 資本的收入		588,008	△ 89,182	498,826			
1 企業債		165,900	△ 46,100	119,800			
	1 企業債	165,900	△ 46,100	119,800			
					1 下水道事業債	△ 46,100	
2 補助金		114,274	△ 20,138	94,136			
	1 国庫補助金	114,274	△ 20,138	94,136			
					1 国庫補助金	△ 20,138	社会資本整備総合交付金、 防災・安全交付金
3 負担金		8,474	1,757	10,231			
	1 受益者負担金	8,474	1,757	10,231			
					1 受益者負担金	1,757	流域・特環下水道受益者負担金
4 分担金		526	1,113	1,639			
	1 受益者分担金	526	1,113	1,639			
					1 受益者分担金	1,113	農集受益者分担金
5 出資金		298,834	△ 25,814	273,020			
	1 一般会計出資金	298,834	△ 25,814	273,020			
					1 一般会計出資金	△ 25,814	一般会計出資金

(資本的支出)

(単位 千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明	
					区 分	金 額		
1	資本的支出	878,725	△ 84,206	794,519				
1	建設改良費	351,867	△ 84,206	267,661				
	2 管渠整備事業費	310,660	△ 74,254	236,406				
					27	工事請負費	△ 73,754	管渠埋設工事、公共樹新設工事
					31	補償費	△ 500	立木補償
	3 管渠改良事業費	19,502	△ 759	18,743				
					23	委託料	△ 132	ストックマネジメント計画に伴う管路調査業務
					27	工事請負費	△ 627	特環地区マンホールポンプ交換工事等
	4 処理場改良事業費	10,297	△ 3,064	7,233				
					23	委託料	△ 1,936	かつら水処理センター耐水化詳細設計業務
					27	工事請負費	△ 1,128	処理場施設工事
	5 流域下水道建設費負担金	9,992	△ 6,129	3,863				
					81	流域下水道建設費負担金	△ 6,129	那珂久慈流域下水道建設負担金

3. 補正予算給与費明細書

1 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費	合 計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	12	8	43	31,111	24,124	55,278	10,041	65,319
補 正 前	12	8	43	31,911	24,471	56,425	10,588	67,013
比 較				△ 800	△ 347	△ 1,147	△ 547	△ 1,694

(単位 千円)

手当の内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	特殊勤務手当	住居手当	退職手当 組合負担金
	補正後	1,690	7,143	6,050	2,873	912	452		786	4,218
	補正前	1,560	7,002	6,123	2,873	912	427		1,266	4,308
	比 較	130	141	△ 73			25		△ 480	△ 90

2 給料及び手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	△ 800	給与改定に伴う増減分	921		
		その他の増減分	△ 1,721		
手当	△ 347	制度改正に伴う増減分	569		
		その他の増減分	△ 916		